

# 環境影響評価審査会の運営実態に関する研究

～都道府県・政令指定都市を対象として～

藤井 康博

環境計画学科環境社会計画専攻において学士(環境科学)の学位授与の資格の  
一部として滋賀県立大学環境科学部に提出した研究報告書

2006 年度

承認

---

錦澤滋雄

# 環境影響評価審査会の運営実態に関する研究

～都道府県・政令指定都市を対象として～

錦澤研究室 0312036 藤井康博

## 1. 研究の背景

環境影響評価（以下、アセスとする）法が制定されてから約7年経つが、未だにアセスが十分に機能していない面がある。その理由の1つとして、アセス条例における環境影響評価審査会（以下、審査会とする）のあり方が指摘されている<sup>1)</sup>。

審査会<sup>(1)</sup>は、知事や市長（以下、首長とする）の諮問機関として設置されており、首長からの求めに応じて、条例に基づく手続きの際に、アセスの内容などについて、中立的・学術的な立場から調査審議を行うという、重要な役割を担っている。つまり、審査会の存在は、地方自治体におけるアセス制度の質に大きく関わる。そして、審査会の運営を担う地方自治体の役割も大きい。

## 2. 研究の目的と意義

本研究では、都道府県・政令指定都市における、審査会の運営実態を調査・比較し、そこでの問題点を明らかにすることを目的とする。

本研究によって、地方自治体の運営実態を体系的に把握し、問題点を明らかにすることで、運営システムを見直す際の糸口、参考資料となれば、日本のアセス制度の向上に貢献できるものと考えられる。

## 3. 研究の方法

### 3-1 調査対象

都道府県及び政令指定都市を対象として、平成18年7月31日現在で、アセス条例を施行していない静岡市と堺市、加えて条例施行後、条例対象事業案件のない秋田県、和歌山県、鳥取県、さいたま市、以上6つの自治体を除く、56団体を調査対象とする。

### 3-2 調査方法

#### ①審査会の運営に関する文書の収集

規定内容を把握するため、条例や審査会規則、運営要領などの文書を、ホームページ上でまたは行政担当者に直接依頼して入手した。

#### ②審査会の参与観察

審査会の会議の進行や参加者など、会議の実態を把握するため、愛知県（2006/4/14,5/9,5/16）、滋賀県（2006/6/12,8/30）、名古屋市（2006/3/17）の審査会を傍聴し参与観察を行った。

#### ③専門家へのヒアリング

アンケート調査票作成段階において、アセスの専門家（島津康男氏）にヒアリングを行った。

（2006/11/1,10:00~12:00）

#### ④アンケート

先行研究、参与観察、ホームページ、文書、ヒアリングにより得られた情報をもとに、アンケートを作成・実施した。アンケート調査の概要を、表1に

示す。

表1 アンケート調査の概要

調査対象	本研究の対象である56団体
実施方法	郵送送付・回収（一部電子文書の送付・回収）
調査期間	2006年11月上旬から12月下旬
回答結果	56団体（回収率100%）

#### ⑤行政担当者へのヒアリング

文書の規定内容やホームページ掲載事項の事実確認のため、また調査結果のフォローアップのため、行政担当者に電話または電子メールでヒアリングを行った。

### 3-3 分析方法

分析1：文書による規定内容の分析

収集した文書をもとに、規定内容の分析を行う。

分析2：運営実態の分析

文書の規定内容では明らかにならなかった審査会の運営実態について、アンケート調査と電話ヒアリングまたは電子メールによる調査に基づき、運営実態の分析を行う。

### 3-4 分析項目

分析項目を整理したものを、表2に示す。

表2 分析項目

分析項目	分析	
	1	2
審査会への諮問		
技術指針、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書	○	○
担当者数と事業案件数		
アセス担当者数、条例対象事業案件数	×	○
審査のプロセスと議決方法		
事業者等の出席、現地視察、専門委員・部会の設置、議決	○	○
審査結果		
手続き期間、審査会の開催回数、審査会の答申結果	×	○
公開（公表）		
会議、議事録、審査会答申、委員名簿、開催周知、会議資料	○	○
審査体制		
審査委員数、在勤・在任の審査委員、審査会のメンバー、公募委員、辞任	×	○

（○：分析対象 ×：分析対象外）

担当者数と事業案件数、審査結果、審査体制は分析1（文書による規定内容の分析）では明らかにならないため、分析2（運営実態の分析）のみで行う。

## 4. 文書による規定内容の分析

### 4-1 審査会への諮問

首長意見を述べる際の、審査会への諮問について整理した結果を、表3に示す。

アセスの手続きを行う上で特に重要といえる、技術指針の策定または改定にあたる際、方法書及び準備書の審査にあたる際に、必ず審査会へ諮問すると規定している自治体は、順に53団体(95%)、41団体(75%)、51団体(93%)と多い。一方、評価書や事後

調査報告書については、順に4団体(25%)、15団体(28%)と少なく、また首長意見を述べることを義務としている自治体もわずかであることから、評価書段階以降は、審査会が関与する機会は少ないことが示唆された。この点については、分析2で実態を明らかにする。

また、唯一福岡県では、方法書及び準備書の両段階で、首長意見を述べる規定がない(審査会へ諮問していない)ことを確認した。

#### 4-2 審査のプロセスと公開

審査のプロセスと公開に関する規定内容の一部を、表4に示す。

現地視察の実施について規定している5団体のうち、広島県のみ義務規定がある。また、滋賀県と熊本県では審査会答申の公開について、名古屋市では傍聴者に対しての会議資料の提供についての規定がある。これらの自治体については、他の自治体にはない特徴的な取り組みといえる。

### 5. 運営実態の分析

#### 5-1 審査会への諮問

##### 5-1-1 技術指針

技術指針を策定または改定する際に、審査会へ諮問する規定がない自治体は3団体あり(表3参照)、北海道では、審査会委員等で構成する『環境影響評価技術検討会』に諮問していることを、広島県と鹿児島県では、諮問していないことを確認した。技術指針は、アセス手続きを進める際のマニュアルとなる重要なものであるため、審査会等の専門家の審査が重要な役割を果たすと考えられる。

##### 5-1-2 方法書及び準備書

方法書については、首長意見を述べるのが裁量に委ねられている埼玉県では、毎回意見を述べていることを、また審査会へ諮問することが裁量に委ね

られている12団体においても、毎回諮問していることを確認した<sup>(2)</sup>。

審査会へ諮問する規定がない北海道と札幌市については、審査会へ諮問していないことを確認した。方法書は、今後の調査・予測・評価を左右する文書であるため、審査会の審査が重要な役割を果たすと考えられる。

準備書については、審査会へ諮問することが裁量に委ねられている4団体においても、毎回諮問していることを確認した。

##### 5-1-3 評価書及び事後調査報告書

評価書については、福岡県(義務)、横浜市(義務)、山梨県(首長意見述べる場合義務)、沖縄県(裁量)の4団体で、毎回諮問していることを確認した。

事後調査報告書については、東京都(首長意見を述べる場合義務)、愛媛県(首長意見を述べる場合義務)、神戸市(首長意見を述べる場合義務)、静岡県(裁量)、沖縄県(裁量)、香川県(規定なし)の6団体で、毎回諮問していることを確認した。

以上のように、評価書及び事後調査段階で諮問している自治体は多くないが、一部の団体で取り組まれていることがわかった。

#### 5-2 行政(アセス)担当者数と事業案件数

行政担当者については、「1人」という自治体が16団体と最も多く、また「1~3人」という自治体が全体の約7割を占めていることから、全体的に担当者の数が少ないことがわかった。担当者数の最多は東京都の「16人」で、平均は3人であった。

事業案件数(平成13年度以降)については、東京都の「35件」が最多で、それに次ぐ福島県と沖縄県の「16件」の倍以上ある。都市圏<sup>(3)</sup>における平均が7件で、地方圏の5件を上回ることから、条例対象事業(第1種)については、都市圏で行われることが多いことがわかった。

#### 5-3 審査のプロセス

##### 5-3-1 事業者の出席頻度

事業者(委託業者含む)の審査会への出席頻度について整理した結果を、表5に示す。

方法書、準備書段階共に、「毎回出席している」、「ほとんど出席している」という自治体が6割以上を占めているが、「出席していない」とい

う自治体も7団体存在した。事業者が出席したほうが、審査が効率的に進むと考えられるので、今後事業者が出席する自治体、及び出席頻度が増えていくことが望まれる。

##### 5-3-2 現地視察の実施頻度

事業案件ごとの、方法書段階、準備書段階、工事施工段階、工事完了後の各段階における、現地視察

表3 首長意見と審査会への諮問に関する規定内容

		規定(義務)	規定(裁量)	規定なし
技術指針	諮問	53	0	3
方法書	首長意見	54	1	1
	諮問	41	12(1)	3
準備書	首長意見	55	0	1
	諮問	51	4	1
評価書	首長意見	2	14	40
	諮問	4(2)	5	47
事後調査	首長意見	1	53	2
	諮問	15	21(1)	20

注) 方法書の欄(《》内は、首長意見[裁量]の自治体数  
評価書、事後調査の欄(〇)内は、首長意見[義務]の自治体数

表4 審査のプロセスと公開に関する規定内容

項目	規定のある自治体数	規定内容
審査プロセスと議決	現地視察	5 広島県だけが、方法書段階での現地視察の義務規定あり。他の4自治体は裁量規定。
	議決方法	48 48自治体とも、多数決による議決、可否同数の場合は会長(議長)一任
公開の方法 <sup>注)</sup>	審査会答申(意見)	2 滋賀県では意見書を担当課で、熊本県では審査会意見を県庁の情報プラザで閲覧に供すると規定あり。
	開催周知	4 神戸市では、開催日の7日前までに、掲示等の方法により、日時、場所、議題及び傍聴の可否等の必要事項について周知すると義務規定あり。
	傍聴者への会議資料の提供	1 名古屋市のみ「傍聴者に対して、会議資料を提供しなければならない」と義務規定あり。

注) 議事録の公開については分析2(運営実態の分析)で扱う

表5 事業者の出席頻度

	方法書	準備書
毎回出席している	22	23
ほとんど出席している	12	12
方法書[準備書]説明を兼ねている時のみ出席している	12	10
出席していない	7	7

(審査委員同行)の実施頻度について整理した結果を、図1に示す。

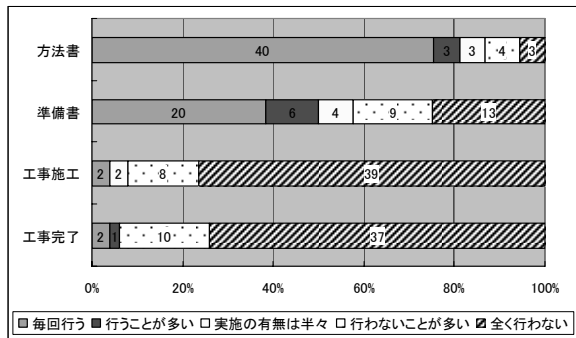


図1 現地視察の実施頻度

現地視察は方法書または準備書の段階でのみ行い、事業着手後は行わない傾向にあることがわかった。方法書や準備書の審査が特に重要といえるので、その段階での審査に反映させるため、ほとんどの自治体が、どちらかの段階で現地視察を実施していると考えられる。

また、工事施工段階以降に現地視察を実施している自治体は、埼玉県など一部であるが、事後調査の確認のため、予測の正当性の確認のため、保全措置の確認・評価のため、またその経験から得られた情報を今後の審査・制度に反映させるために実施されることが望ましく、今後実施する自治体が増えていくことが望まれる。

## 5-4 審査結果

### 5-4-1 手続き期間

方法書の手続き完了から準備書の提出までの手続き期間について整理した結果を、表6に示す。

本来であれば首長意見が述べられた後、調査・予測・評価が実施されるので、四季を有するわが国においては、当該期間にかけると目安が1年とされている。しかし、表に示すように、1年未満の事業案件が少なくとも27団体で存在し、早いものでは、首長意見が出された3日後に、準備書を提出している(「横浜市：「(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業」)。

調査期間や事業の詳細を把握できていないので一概には言えないが、方法書の手続き完了から準備書の提出までの期間が1年未満の事業案件は、方法書の段階で調査・予測・評価が行われている可能性が高いと考えられる。しかし、方法書の段階では、それらの計画について議論されるわけであるから、本来の趣旨から外れており、望ましくない。

表6 手続き期間

期間(ヶ月)	案件(団体)数	
	最長	最短
~12	4	27
13~24	10	4
25~36	11	2
37~48	8	0

表7 審査会が方法書の大幅な修正・手続きの凍結・否定的な答申を要求したまたは述べた事業

岡山県「落合浄化センター建設事業」	京都府「大津市新清掃工場整備事業」	沖縄県「普天間飛行場代替施設建設事業」(法対象事業)
方法書の大幅な修正を求めた事業に該当	否定的な答申をした事業に該当	方法書の大幅な修正を求めた事業、手続きの凍結を求めた事業、否定的な答申をした事業に該当
山際に下水道終末処理場を建設するというもので、土地改変を最小限(山を削らないよう)にするため。	対象事業計画の策定に至った検討の状況について、適切かつ十分な資料の提出がなされてこなかったため。	【修正・凍結】記載されている事業内容等に不明な点が多く、審査が困難とされたため。【否定的な答申】自然環境が豊かな地域に新たな基地を作ることになったため。

### 5-4-2 審査会の答申

審査会が方法書の大幅な修正・手続きの凍結・否定的な答申を、要求したまたは述べた事業について整理した結果を、表7に示す。

該当する事業案件が、京都府、岡山県、沖縄県で、3件(うち1件は法対象事業)と少ないが存在した。これらは、アセスの手続きの不備をチェックし、環境影響を低減するという、審査会の重要な役割を果たした、代表的な事例といえる。

## 5-5 公開(公表)

### 5-5-1 議事録の作成

議事録に発言者実名と発言内容をほぼ全文掲載している26団体のうち、24団体で実名を公開しており、また、議事要旨または発言要旨を掲載している15団体のうち、4団体で実名を公開している。発言者実名を公開している自治体は半数をやや上回るが、審査プロセスの透明性・妥当性を確保するためには、発言者実名を掲載した全文を、作成・公開することが望ましいといえる。

### 5-5-2 議事録等の公開(公表)

会議、議事録、図書、審査会答申、委員名簿の公開及びホームページ上での公表について整理した結果を、表8に示す。

会議、議事録共に原則非公開としている自治体が、岐阜県、岡山県、福岡県、鹿児島県と4団体存在するが(うち2団体は会という形態をとっていない)、審査委員の意見がどの程度首長意見に反映されているのか、また審査結果が妥当なものであるのかを判断する材料であるため、公開されることが望ましく、今後改善が必要といえる。

ホームページ上で議事録や図書等を公表している自治体は、インターネットが普及している中、意外と多くないことがわかった。作業の優先順位が低いことや担当者の不足という問題、また図書については、著作権や制度の問題を抱えていることに起因していると考えられる。しかし、行政が窓口となり、アセス手続きに関する情報を、自治体のホームページ上で一括して閲覧できる体制を整え、利便性を図ることは、審査プロセスの透明性・妥当性を判断する機会を増やすことにつながるため、今後普及していくことが望まれる。

表8 公開(公表)

	会議	文書			ホームページ上			
		議事録	審査会答申	委員名簿	図書	議事録	審査会答申	委員名簿
公開(公表)	50	52	49	56	14	31	12	43
非公開(非公表)	6	4	0	0	42	21	37	13

## 5-6 審査体制

### 5-6-1 審査委員数

審査委員数については、「15 人」という自治体が 13 団体と最も多い。最多は愛知県の「28 人」、最少は山口県と長崎県の「9 人」と、選任数に大きな開きがあることがわかった。平均は 16 人であった。

### 5-6-2 審査会のメンバー

アセス手続きを総合的な視点からチェックできるかを明らかにするため、「アセス」、「生態学」、「地球温暖化」、「循環型社会やゼロ・エミッション（廃棄物）」を専門とする審査委員を含むか尋ねた。また、専門家とは違った見方、意見を有する者として、「公募委員」を回答項目に設けた。

現在の審査会に選任されているメンバーについて整理した結果を、図 2 に示す。

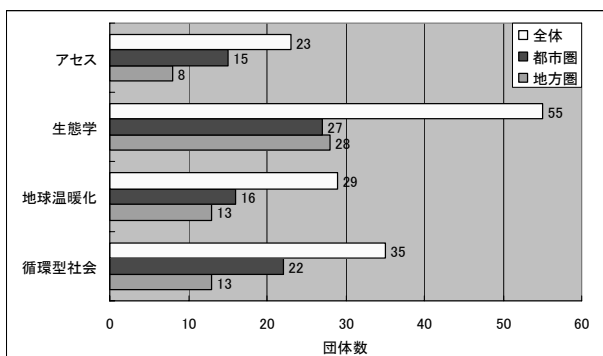


図 2 専門家の選任数

アセスの調査審議にあたるための審査会であるのに、アセスの専門家が選任されている自治体が 23 団体と、半数にも達しておらず、全体的に見ても、生態学以外の専門家が選任されている自治体が多くないことから、総合的な視点からチェックできる体制が、十分に整えられていない状況にあることがわかった。

また、アセスや循環型社会の専門家が選任されている自治体は、特に都市圏に多く、地方圏の倍に近いことがわかった。都市圏の専門家の数が、地方圏に比べて多いことに起因していると考えられる。

### 5-6-3 メンバー選任の実態と理想

現在の審査会に選任されているメンバーと、選任されていることが望ましいと行政担当者が考えているメンバーについて整理した結果を、表 9 に示す。

メンバー選任の実態と理想に開きがあることから、審査委員の選任が理想通りにはいかない状況であることが窺え、アセスの専門家を望む行政担当者からは、専門家の絶対数が少ないとの意見が出されている。

アセスについては、行政担当者が専門家の役割を担うことができるとの意見もあるが、制度を熟知しているアセスの専門家は、意見の取りまとめ役を担

表 9 メンバー選任の実態と理想

	アセス	生態学	地球温暖化	循環型社会	公募委員
実態	23	55	29	35	0
理想	37	56	41	42	1

うのに適任であることから、選任されていることが望まれる。

また、公募委員が選任されていることが望ましいと考えている唯一の自治体は、平成 18 年 12 月 1 日付で就任している川崎市であり、過去に公募委員を採用したことがある埼玉県ではなかった。

## 6 結論

- 技術指針、方法書、準備書はアセス手続きを進める上で特に重要といえ、多くの自治体が毎回審査会へ諮問している中、一部諮問していない自治体が存在するが、審査会による中立的・学術的な立場からの審査が必要なことから改善が必要といえる。
- 方法書と準備書の両段階で、現地視察を実施しないことが多い自治体が 4 団体存在するが、より効果的にアセスを実施するには、現地視察をできるだけ審査の早い段階で実施することが望ましいといえる。
- 会議、議事録共に非公開の 4 団体、及び、ホームページ上での公表は改善が必要であり、公正で透明な審査を進めるためには、公開と公表の充実を図っていくことが求められる。
- 審査会メンバーについては、アセスの専門家が選任されていない自治体が多かった。行政担当者もこの点を問題視していることが明らかとなり、アセス手続きを総合的にチェックするという観点から改善が必要といえる。

## 7. 引用・参考文献

- 環境アセスメント学会：条例アセスの審査委員に問う <[http://www.jsia.net/2\\_activity/contribution/contribution\\_061004.html](http://www.jsia.net/2_activity/contribution/contribution_061004.html)>, 2006-10-25
- 島津康男, 「地方公共団体の環境影響評価条例の動向」, 環境技術, 28(6), 385-395, (1999)
- 環境省総合環境政策局環境影響評価課：環境影響評価情報支援ネットワーク, <<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>>

### <補注>

- 本研究では審査会と定義しているが、福岡県や鹿児島県のように会という形態を取っていない自治体や、福井県、石川県、奈良県のようにアセスを審査するための会を設けていない自治体も存在する。
- 名古屋市では、1 度方法書段階の審査を、愛知県の審査会に委ねたことがある。
- 都市圏：以下に該当する 28 団体  
 首都圏：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、千葉市  
 中京圏：愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市  
 近畿圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、大阪市、京都市、神戸市  
 その他：政令指定都市及び政令指定都市を有する道府県  
 地方圏：上記以外の 28 団体

# **A Study on the Actual Condition of Environmental Impact Assessment Councils**

## **~For Local Governments and Ordinance-Designated City ~**

**Yasuhiro Fujii**

---

### **1. Background**

EIA councils are shouldering important roles that investigate and deliberate about contents of EIA and so on from neutrality and scientific viewpoint.

That is to say the existences of EIA councils are concerned with EIA systems in municipalities.

### **2. Purpose**

Grasp the actual condition of EIA councils in municipalities and demonstrate administrative problems.

### **3. Method**

#### 3-1 Target of Investigation

Target at 56 groups that enforce EIA regulations and there is industry of regulations target in local governments and ordinance-designated city.

#### 3-2 Analytic method

Analyze contents that are provided based on the documents about administration of EIA councils, and analyze the actual condition based on investigation by questionnaires and hearing.

### **4. Conclusion**

- Technical guide, Scoping document, Draft Environmental Impact Statement are said to be especially important. Therefore almost all the municipalities consult EIA councils, while a part of the municipalities don't consult it. But it is necessary that 3 points of the previous description are deliberated by EIA councils from neutrality and scientific viewpoint, so it is necessary to improve this point.
- There are 4 groups tend not to visit the field at both grades of Scoping document and DEIS. But it is necessary to visit the field as soon as possible and let deliberation reflect for performing EIA effectively, so it is necessary to improve this point.
- It is necessary to improve 4 groups doesn't release councils and records, and announcement on the homepage. It is necessary to familiarize release and announcement for deliberating just and transparent.
- There are a lot of municipalities aren't elected expert in EIA, the persons take charge of EIA bring this point into question. It is necessary to improve perspective of synthetically check EIA.

## 目次

第1章 序論	1
1-1 研究の背景	1
1-2 研究の目的と意義	1
1-3 用語の定義	2
【引用・参考文献】	3
第2章 審査会の概要	4
2-1 地方自治体におけるアセス制度	4
2-2 審査会とは	4
2-3 審査会の任務	5
2-4 第三者機関の名称	6
2-5 川崎市の審査会	7
2-6 審査委員の公募	7
【引用・参考文献】	8
第3章 研究の方法	9
3-1 調査対象の選定	9
3-2 調査方法	9
3-2-1 先行研究のレビュー	9
3-2-2 自治体のホームページ掲載事項の情報収集	9
3-2-3 審査会の運営に関する文書の収集	9
3-2-4 審査会の参与観察	11
3-2-5 専門家へのヒアリング	12
3-2-6 アンケート	12
3-2-6-1 調査目的	12
3-2-6-2 調査対象	12
3-2-6-3 実施方法	12
3-2-6-4 調査期間	12
3-2-6-5 回答結果	12
3-2-6-6 質問（分析）項目	12
3-2-7 行政担当者へのヒアリング	14
3-3 分析方法	14
3-3-1 文書による規定内容の分析	14
3-3-2 運営実態の分析	15

第4章 文書による規定内容の分析	16
4-1 審査会への諮問	16
4-1-1 首長意見に関する規定内容	16
4-1-2 審査会への諮問に関する規定内容の整理	16
4-1-3 技術指針を策定または改定する際の審査会への諮問	17
4-1-4 方法書について首長意見を述べる際の審査会への諮問	17
4-1-5 準備書について首長意見を述べる際の審査会への諮問	18
4-1-6 評価書について首長意見を述べる際の審査会への諮問	19
4-1-7 事後調査報告書について首長意見述べる際の審査会への諮問	20
4-2 審査のプロセスと決定方法	21
4-2-1 専門委員の設置	21
4-2-2 部会の設置	21
4-2-3 出席要求権	21
4-2-4 資料提出請求権	21
4-2-5 現地視察の実施	22
4-2-6 議決	22
4-3 公開（公表）	22
4-3-1 会議の公開	22
4-3-2 開催周知	22
4-3-3 傍聴者に対するの会議資料の提供	22
4-3-4 議事録の作成	23
4-3-5 会議資料の公開	23
4-3-6 審査会答申の公開	23
【引用・参考文献】	23
第5章 運営実態の分析	24
5-1 審査会への諮問について	24
5-1-1 技術指針	24
5-1-2 方法書	24
5-1-3 準備書	25
5-1-4 評価書	25
5-1-5 事後調査報告書	25
5-2 行政（アセス）担当者数と事業案件数について	27
5-2-1 行政（アセス）担当者の人数	27
5-2-2 事業案件数	28



5-3	審査のプロセスと決定方法について	29
5-3-1	事業者の審査会への出席頻度	29
5-3-2	現地視察の実施頻度	30
5-3-3	専門委員の設置	32
5-3-4	部会の設置	33
5-3-5	質疑応答参加者	34
5-3-6	審査会の議決	35
5-4	審査結果について	36
5-4-1	方法書の提出から評価書の手続き完了までの期間	36
5-4-2	方法書の手続き完了から準備書の提出までの期間	38
5-4-3	準備書の手続き完了から評価書の提出までの期間	40
5-4-4	準備書段階での審査会の開催回数	41
5-4-5	手続き期間の最長・最短案件、開催回数の最多・最少案件の事業種	42
5-4-6	審査会が方法書や準備書の大幅な修正、差し戻しを求めた事業案件	43
5-4-7	審査会が当該事業の実施について否定的な答申をした事業案件	43
5-4-8	審査会答申を首長が拒否または修正をした経験	43
5-5	公開（公表）について	44
5-5-1	開催周知の方法と時期	44
5-5-2	傍聴席の資料内容	45
5-5-3	議事録の作成	47
5-5-4	ホームページ上での議事録の公表	48
5-5-5	ホームページ上での審査会答申の公表	49
5-5-6	ホームページ上での図書の公表	50
5-5-7	ホームページ上での委員名簿の公表	51
5-5-8	議事録等の公開（公表）	52
5-6	審査体制について	53
5-6-1	審査委員の人数	53
5-6-2	自都道府県市に在勤又は在住の審査委員の占める割合	54
5-6-3	審査会のメンバーの実態と理想	55
5-6-4	公募委員の採用	59
5-6-5	審査委員の任期満了前の辞任	59
5-7	行政担当者の意見	60
	【引用・参考文献】	62

第 6 章 研究のまとめ	63
6-1 分析結果と考察	63
6-2 結論	66
6-3 今後の課題	67

## 図表目次

図 4-1	審査会への諮問に関する規定内容	17
図 5-1	事業者の出席頻度	29
図 5-2	現地視察の実施頻度	30
図 5-3	専門委員設置の規定と経験の有無	32
図 5-4	部会設置の規定と経験の有無	33
図 5-5	審査委員、事業者、行政担当者以外の質疑応答参加者の有無	34
図 5-6	議決の方法	35
図 5-7	開催周知の方法と時期	44
図 5-8	傍聴席の資料内容	45
図 5-9	議事録の作成	47
図 5-10	ホームページ上での議事録の公表	48
図 5-11	ホームページ上での審査会答申の公表	49
図 5-12	ホームページ上での図書の公表	50
図 5-13	ホームページ上での委員名簿の公表	51
図 5-14	会議、議事録、図書、審査会答申、委員名簿の公開（公表）	52
図 5-15	自都道府県市に在勤又は在住の審査委員の割合	54
図 5-16	アセス、生態学、地球温暖化、循環型社会の専門家の選任数	55
図 5-17	メンバーの選任の実態と理想	56
図 5-18	各自治体における専門家（アセス、生態学、 地球温暖化、循環型社会）の選任数	58

表 2-1	第三者機関の名称	6
表 3-1	審査会の運営に関する規定のある文書	10
表 4-1	首長意見と審査会への諮問に関する規定内容	16
表 4-2	技術指針を策定または改定する際の、 審査会への諮問に関する規定内容	17
表 4-3	方法書について首長意見を述べる際の規定内容	17
表 4-4	方法書について首長意見を述べる際の、 審査会への諮問に関する規定内容	18
表 4-5	準備書について首長意見を述べる際の規定内容	18
表 4-6	準備書について首長意見を述べる際の、 審査会への諮問に関する規定内容	18
表 4-7	評価書について首長意見を述べる際の規定内容	19
表 4-8	評価書について首長意見を述べる際の規定内容（横浜市）	19
表 4-9	評価書について首長意見を述べる際の、 審査会への諮問に関する規定内容	19
表 4-10	事後調査報告書について首長意見を述べる際の規定内容	20
表 4-11	事後調査報告書について首長意見を述べる際の、 審査会への諮問に関する規定内容	20
表 5-1	各自治体の行政担当者の人数	27
表 5-2	各自治体の事業案件数	28
表 5-3	事業案件数	28
表 5-4	審査会に事業者が毎回出席している自治体と出席していない自治体	30
表 5-5	方法書の提出から評価書の手続き完了までの期間の最長案件と最短案件	36
表 5-6	方法書の手続き終了から準備書の提出までの期間の最長案件と最短案件	38
表 5-7	準備書の手続き終了から評価書の提出までの期間の最長案件と最短案件	40
表 5-8	準備書段階での審査会の開催回数	41
表 5-9	手続き期間の最長・最短案件、開催回数の最多・最少案件の事業種	42
表 5-10	ホームページ上で議事録を公表したことがない自治体	48
表 5-11	ホームページ上で審査会答申を公表している自治体	49
表 5-12	ホームページ上で図書を公表している自治体	50
表 5-13	ホームページ上で委員名簿を公表していない自治体	51
表 5-14	審査委員の人数	53

# 第 1 章

## 序論

## 第1章 序論

### 1-1 研究の背景

環境影響評価（以下、アセスとする）法が制定されてから約7年経つが、未だにアセスが十分に機能していない面がある。その解決策として最も注目されているのが、戦略的アセスの導入であり、法改定の目玉であることは明らかであると言われて<sup>1)</sup>、戦略的アセスが導入されるだけでは問題の解決には至らない。

アセスが十分に機能していない理由は、事業実施段階からアセスを適用する制度だけにあるのではなく、アセスに関わる図書の作成方法や、アセスという制度自体の理解不足などにもあり、本研究の主題であるアセス条例（以下、条例とする）における環境影響評価審査会（以下、審査会とする）のあり方も、その1つであると指摘されている<sup>2)</sup>。

審査会は、知事や市長（以下、首長とする）の諮問機関として設置されており、首長からの求めに応じて、条例に基づく手続きの際に、アセスの内容などについて、中立的・学術的な立場から調査審議を行うという、重要な役割を担っている。

つまり、審査会の存在は地方自治体におけるアセスの質に大きく関わる。そして、審査会の運営を担う地方自治体の役割も大きい。

### 1-2 研究の目的と意義

本研究での第一の目的は、都道府県及び政令指定都市を対象としたアンケート調査などをもとに、審査会の運営実態を把握することである。また、それらの結果をもとに、審査会の運営実態を調査・比較し、そこでの問題点を明らかにすることを、第二の目的とする。

本研究によって、地方自治体の運営実態を体系的に把握し、問題点を明らかにすることで、運営システムを見直す際の糸口、参考資料となれば日本のアセス制度の向上に貢献できるものと考えられる。

### 1-3 用語の定義

#### ①（環境影響評価）審査会

審査にあたる機関の名称は、「審査会」、「審議会」、「委員会」、「技術委員会」、「技術審議会」、「技術審査会」、「技術審査委員会」など自治体ごとに異なるが、本研究ではこれらを「審査会」と定義した。また、環境審議会の中の環境影響評価を担当する部会または専門委員会、環境影響評価専門委員もこの中に含む。

#### ②（環境影響評価）方法書

方法書に対応する名称には、「調査計画書」、「環境影響予測評価実施計画書」、「実施計画書」、「環境影響評価概要書」などがあるが、本研究ではこれらを「方法書」と定義した。

#### ③（環境影響評価）準備書

準備書に対応する名称には、「評価書案」、「環境影響予測評価書案」などがあるが、本研究ではこれらを「準備書」と定義した。

#### ④事後調査

事後調査に対応する名称には、「事後監視調査」、「環境管理」などがあるが、本研究ではこれらを「事後調査」と定義した。

#### ⑤専門委員

専門委員に対応する名称には、「特別委員」、「臨時委員」、「専門調査員」、「専門員」などがあるが、本研究ではこれらを「専門委員」と定義した。

#### ⑥部会

部会に対応する名称には、「小委員会」、「専門部会」などがあるが、本研究ではこれらを「部会」と定義した。

#### ⑦公表と公開

図書や議事録等の情報が、ホームページ上で掲載されていることを「公表」と定義し、情報公開請求で公開される情報や会議を傍聴できることを「公開」と定義した。

#### ⑧都市圏と地方圏

本研究では都市圏と地方圏を以下のように定義した。

都市圏：以下に該当する 28 団体

首都圏：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、千葉市

中京圏：愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市

近畿圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、大阪市、京都市、神戸市

その他：政令指定都市と政令指定都市を有する道府県

地方圏：上記以外の 28 団体

#### 【引用・参考文献】

- 1) 島津康男：戦略アセスにどう備える？，環境技術，35(12)，14-21(2006)
- 2) 環境アセスメント学会：条例アセスの審査委員に問う  
<[http://www.jsia.net/2\\_activity/contribution/contribution\\_061004.html](http://www.jsia.net/2_activity/contribution/contribution_061004.html)>，2006-10-25



## 第2章 審査会の概要

## 第2章 審査会の概要

本章では、審査会の概要について述べる。

### 2-1 地方自治体におけるアセス制度<sup>1)</sup>

地方自治体におけるアセスの制度化は、環境問題が深刻な地域を中心に、先進的な自治体で行われた。全国で始めて制度化したのは福岡県で、1973年に全国で最初の要綱を制定した。その後、1976年に川崎市が全国で最初の条例を制定し、次いで1978年に北海道が、1980年に神奈川県、東京都がそれぞれ条例を制定したが、全国的には要綱が主体であった。

しかし、アセス法が制定される1997年前後を境に、要綱を廃止し条例を制定し始め、そして現在、市町村合併を行ってから日が浅い静岡市と堺市を除く、60の都道府県及び政令指定都市で、独自の条例が制定されている。

地方自治体の制度の中には、国の制度にはない、「審査会等の第三者機関による審査体制」、「住民と事業者との意見交換をはかる公聴会の開催」、「意見書に対する回答を示す見解書の手続き」があり、これらは法より進んだ点と言われている。

### 2-2 審査会とは

審査会は、首長の諮問機関として設置されており、アセスの学術性・中立性・透明性を確保するため、首長からの求めに応じて、条例に基づく手続きの際に、アセスの内容などについて、中立的・学術的な立場から調査審議を行う、第三者機関である。

審査会は主に、大学などの教育機関、財団法人、独立行政法人、NPOなどに所属している学識経験者で構成されているが、川崎市のように市民の中から委員を選任している自治体もある。通常、審査委員は首長に選任されるものであるが、埼玉県や川崎市のように、稀に公募によって審査委員を採用する場合もある。

## 2-3 審査会の任務<sup>2)3)4)</sup>

審査会の任務として、以下の6点が挙げられる。

### ①技術指針を策定または改定する際の審査

技術指針とは、事業者が行うアセスが、科学的かつ適正に実施されるように、アセスに係る項目、調査・予測・評価の手法並びに事後調査の手法、環境保全の目標などの技術的事項を定めたもの。

### ②方法書の審査

方法書とは、予め調査・予測・評価の対象とする影響行為・影響項目や、用いようとする調査・予測・評価の手法などを記載した文書。

### ③準備書の審査

準備書とは、アセスの調査・予測・評価を終え、これらの結果を記載した文書。

### ④評価書の審査

評価書とは、準備書について述べられた意見等を踏まえ、準備書の記載事項について再検討し、述べられた意見と、述べられた意見についての事業者の考えや対策を追加して記載した文書。

### ⑤事後調査報告書の審査

事後調査報告書とは、事業に係る工事の着手後に、その事業が実際に及ぼした環境への影響について行う調査の結果を取りまとめた文書。

### ⑥第2分類事業の判定（スクリーニング）

スクリーニングとは、地域環境特性や事業計画の内容等を踏まえて、発生する環境影響の予見を行い、環境アセスメントの実施が必要な事業か否かの判断を行うこと。

この中でも、その内容、条例の規定内容、審査会の開催回数などを考えると、技術指針を策定または改定する際の審査、方法書及び準備書の審査が占める割合が大きく、この3点が主な任務であると考えられる。

## 2-4 第三者機関の名称

首長の諮問機関として設置されている第三者機関の名称は、自治体により異なり、本研究では最も多く用いられている「(環境影響評価) 審査会」と定義しているが、以下の自治体では、審査会以外の名称を用いている。

表 2-1 第三者機関の名称

環境影響評価技術審査会	岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、富山県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、大分県
環境影響評価審議会	北海道、東京都、札幌市、川崎市
環境影響評価専門委員会	京都府、宮崎県、大阪市
環境審議会	福井県、石川県、奈良県
環境影響評価技術審議会	埼玉県、山梨県
環境影響評価委員会	千葉県、三重県
環境影響評価専門委員	福岡県、鹿児島県
環境影響評価技術委員会	長野県
環境影響評価技術審査委員会	岡山県

第三者機関の名称で最も多くの自治体で用いられているのが「審査会」で、該当する自治体が 27 団体(48%)ある。次いで、「技術審査会」が 11 団体(20%)で、「審議会」が 4 団体(7%)で、「専門委員会」、「環境審議会」が 3 団体(5%)で、「技術審議会」、「委員会」、「専門委員」が 2 団体(4%)で、「技術委員会」、「技術審査委員会」が 1 団体(2%)で用いられている。

福井県、石川県、奈良県では、アセスに関わる事項のみを審査する機関を特に設置しておらず、環境審議会の中の環境影響評価部会や専門委員会で審査にあたる。

また、福岡県や鹿児島県では、専門委員の意見を聴く形を取っており、会としての形態を取らない。ただし、意見の聴取は、専門委員会合や検討会で行っている<sup>5)6)</sup>。

## 2-5 川崎市の審査会<sup>7)</sup>

川崎市の審査会には、平成 18 年 5 月現在、6 名の市民委員（5 名が団体推薦で、1 名が団体推薦以外）が選任されている。市民委員を選任している理由を尋ねたところ、「市民委員からは、専門分野からの技術的な意見や、図書に対する個々の市民意見とは異なる視点からの意見が得られると考えている」とのことであった。

団体推薦の意義は以下のとおりである。

- ・労働団体  
働く者の立場からの環境の保全に関する意見を審議に反映させる。
- ・公害団体  
公害問題の解消に向けた活動から得た環境問題への見地を審議に反映させる。
- ・経営者団体  
事業者の立場からの意見を審議に反映させる。
- ・町内会連合会  
地域レベルの市民の意見を審議に反映させる。
- ・医師会  
公害健康被害の防止をはじめ、人の健康を保護する立場からの意見を審議に反映させる。

団体推薦以外の選任基準は、以下のとおりである。

- ・環境問題について高い識見と公正さを有する者
- ・川崎市に住所を有する者
- ・環境問題に関心が深く、かつ公平な意見が述べられると判断される者 など

## 2-6 審査委員の公募<sup>8)9)</sup>

埼玉県では、平成 16 年により一層広く有為な人材の参画を得るという趣旨のもと、審査委員を公募したことがあり、2 名の応募のうち 1 名を採用した。

また、川崎市では公募委員を積極的に採用する市の方針のもと、審査会にも平成 18 年 12 月 1 付で 2 名就任しており、今後の動向が注目される。

【引用・参考文献】

- 1) 原科幸彦：改訂版環境アセスメント，pp147-165，日本放送出版協会（2000）
- 2) 神戸市環境局：神戸市環境影響評価等技術指針  
<<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/24//assess/tech-guidance.html>>
- 3) 石川義紀，環境アセスメント 2005 講義資料，2005，pp59-74
- 4) 環境省総合環境政策局環境影響評価課：環境アセスメント用語集  
<<http://www.env.go.jp/policy/assess/1-4term/k.html>>
- 5) 福岡県環境部自然環境課  
：Re: 環境影響評価制度についての質問，2006-09-08，公式文書
- 6) 鹿児島県環境政策課環境企画係 <[epkikaku@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:epkikaku@pref.kagoshima.lg.jp)> : Re: 環境影響評価制度について質問，2006-10-19，公式文書
- 7) 川崎市環境局環境評価室 <[30kanhyo@city.kawasaki.jp](mailto:30kanhyo@city.kawasaki.jp)> : 川崎市環境影響評価審議会の市民委員について，2006-05-16，公式文書
- 8) 埼玉県環境部温暖化対策課環境影響評価担当 <[a3030-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3030-02@pref.saitama.lg.jp)> : Re: 環境影響評価制度についての質問，2006-05-15，公式文書
- 9) 川崎市環境局環境評価室，2007-01-24，私信

# 第3章

## 研究の方法

## 第3章 研究の方法

本章では、研究の方法について述べる。

### 3-1 調査対象の選定

本研究では、審査会の運営実態の把握を目的としているため、条例が施行されており、なおかつ条例施行後に条例対象事業案件があった、都道府県及び政令指定都市を調査対象とする。なお条例対象事業案件のあった自治体に対象を絞ったのは、調査結果の統一性を高めるためである。

よって、平成18年7月31日現在で、条例を施行していない静岡市と堺市、加えて条例施行後、条例対象事業案件のない秋田県、和歌山県、鳥取県、さいたま市、以上6つの自治体を調査対象から除き、残りの56団体を調査対象とする。

### 3-2 調査方法

#### 3-2-1 先行研究のレビュー

類似研究の有無を確認するため、また条例やアセス制度の実態を把握するため、先行研究のレビューを行った。

#### 3-2-2 自治体のホームページ掲載事項の情報収集

条例等の文書の規定内容を確認するため、また手続きの状況などを把握するため、自治体のホームページにアクセスし、文書の閲覧や情報収集を行った。

#### 3-2-3 審査会の運営に関する文書の収集

審査会の運営に関する規定内容を把握するため、条例や審査会規則などの文書の収集を行った。条例と条例施行規則以外の文書については、行政（アセス）担当者に、電話または電子メールで依頼して入手したものがほとんどである。収集した後、分析に用いた文書について整理したものを、表3-1に示す。ただし、条例と条例施行規則は、全ての自治体にあるので除いた。



表 3-1 審査会の運営に関する規定のある文書

青森県	(附属機関等の管理に関する要綱及び運用方針、附属機関に関する条例)
岩手県	技術審査会運営規定
宮城県	技術審査会の運営に関する規定
福島県	審査会規則
茨城県	審査会規則、行政組織
埼玉県	技術審議会規則、技術審議会運営要領
東京都	審議会規則
神奈川県	審査会規則
新潟県	審査会規則
富山県	技術審査会運営規定
石川県	(ふるさと石川の環境を守り育てる条例、環境審議会運営要領)
福井県	(環境審議会条例、環境審議会運営規定)
長野県	技術委員会運営要領
岐阜県	審査会運営要領、審査会の審査方針
愛知県	審査会規則、審査会運営要領
三重県	委員会組織運営要領
滋賀県	審査会の運営方針について、審査会公開要領
京都府	専門委員会規則
大阪府	審査会規則
兵庫県	審査会規則、審査会の運営に関する規定
奈良県	(環境審議会条例)
広島県	技術審査会運営要領、技術審査会の運営細則について
山口県	審査会規則
香川県	技術審査会運営規定
福岡県	専門委員設置要綱
長崎県	審査会規則
熊本県	審査会の運営について
大分県	技術審査会規則
札幌市	審議会規則
仙台市	審査会の組織及び運営に関する規則
横浜市	審査会運営要領
千葉市	(付属機関等設置運営要綱、会議の公開に関する要綱)
横浜市	審査会運営要領
名古屋市	審査会規則、審査会運営要領
大阪市	専門委員会規則
神戸市	審査会規則、審査会運営規定、審査会傍聴要領
広島市	(審議会等の運営等に関する要綱)
北九州市	審査会規則、審査会の会議の公開に関する基本方針
福岡市	審査会規則、審査会運営要領

注:( )は他の審議会等との共通の条例または要綱等

### 3-2-4 審査会の参与観察

審査会の会議の進行や参加者などの実態を把握するため、愛知県、滋賀県、名古屋市の審査会の参与観察を行った。詳細は以下のとおりである。

#### ①「名古屋市環境影響評価審査会 第1回空見スラッジリサイクルセンター第1部会」

(3/17 10:00~12:00)

当該事業案件では、公害関係に詳しい委員によって第1部会が構成されていた。

部会は審議会方式で行われ、事業者と委託業者は出席していなかった。開催時間2時間のうち、1時間が担当部局による準備書と資料の説明にあてられた。しかし、説明内容のほとんどが、事前に審査委員が把握していると考えられる内容であったので、この時間を質疑応答に回すなど、時間の使い方に工夫が必要であると感じた。

#### ②「愛知県環境影響評価審査会 春日井土地地区画整理部会」

(4/14 13:30~14:50)

部会は審議会方式で行われ、主に公聴会の状況（住民意見）や関係市長意見をもとに議論されていたが、この意見に対する事業者の回答が示されているわけではなく、意見をもとに委員が質問し、行政担当者または事業者が回答するといった形であった。

(5/9 13:30~14:15)

2回開かれた部会で出された意見や市長意見などを取りまとめたもの（部会報告案）を、担当部局が説明し、その内容について審議がなされた後、正式に部会報告として認められた。どちらの部会も、事業者が出席していたが、文書には出席要求権は規定されていないので、事業者の出席については、臨機応変に行われていることが確認できた。

(5/16 13:30~14:10)

審査会は部会ではなく総会という形で開催され、部会が出された意見などをもとに作成された部会報告が、そのまま審査会答申として認められた。

#### ③「滋賀県環境影響評価審査会（仮称）信楽ホースパーク建設事業」

(6/12 14:00~17:30)

審査会は審議会方式で行われ、事業者と委託業者による方法書についての説明、現地視察、質疑応答の流れで会議が進行した。県の関係課も出席しており、衛生面に関する質問が出された。傍聴席に方法書が準備されていなかったため、内容を把握するのが困難であった。

(8/30 9:30~12:00)

事業者による事業計画の変更及び前回審査会で出された質問事項に対する説明、質疑応答、審査会答申の作成の流れで会議が進行した。前回と同様、傍聴席に方法書が準備されていなかった。

この事業案件は、方法書の審査途中で事業計画の変更（方法書の修正）が行われる異例のケースとなった。また、審査委員からは、方法書のつくりが安易であるとの厳しい意見が出されていた。

### 3-2-5 専門家へのヒアリング

アンケート調査票作成段階において、アセスの専門家（島津康男氏）にヒアリングを行った。（2006/11/01,10:00~12:00）

### 3-2-6 アンケート

先行研究、参与観察、ホームページ、文書、ヒアリングにより得られた情報をもとに、アンケートを作成、実施した。アンケート調査の概要は以下のとおり。

#### 3-2-6-1 調査目的

本調査は、事前調査では不十分であった運営実態を把握するため、また行政担当者の考えや意見を伺うために行う。

#### 3-2-6-2 調査対象

本研究の対象としている、56団体をアンケート調査の対象とする。

#### 3-2-6-3 実施方法

実施方法は、各自治体の行政担当者に、電話または電子メールを用いアンケート調査依頼を連絡し、順次アンケート調査票を郵送送付、郵送回収により実施した（一部、電子文書の送付、電子文書による回収）。

#### 3-2-6-4 調査期間

2006年11月上旬～2006年12月下旬（依頼～回収まで）

#### 3-2-6-5 回答結果

調査対象の56団体にアンケート調査票を送付、回答があった自治体は56団体であった（回収率100%）。また有効回答は56であった。

#### 3-2-6-6 質問（分析）項目

本調査で用いたアンケート質問項目を以下に示す。なお、アセス法施行後の運営実態を把握するため、最近5年間（平成13年度以降）の条例対象事業案件（第1種事業）を審査する場合の運営実態を踏まえて、回答して頂いた。

##### 1. 行政（アセス）担当者と事業案件数について

- (1) 行政担当者の人数
- (2) 最近5年間の事業案件数

2. 審査会への諮問に関する規定内容について
  - (1) 評価書段階での審査会への諮問
  - (2) 事後調査報告書段階での審査会への諮問
  - (3) 裁量規定がある自治体における、諮問の要否の判断主と判断基準
  
3. 審査のプロセスと決定方法について
  - (1) 事業者の説明  
(注：設問に不備があったため分析は行わない)
  - (2) 審査会で質疑が行われる際の、事業者（委託業者含む）の出席頻度
  - (3) 審査委員が同行する現地視察の実施頻度  
(注：設問に不備があったが、重要であるため再度ヒアリングで確認)
  - (4) 専門委員の設置経験と、設置の判断主
  - (5) 専門委員の設置段階
  - (6) 部会の設置状況
  - (7) 部会の運営方法
  - (8) 部会のグループ分けの基準
  - (9) 審査委員（専門委員含む）、事業者、行政担当者以外の質疑応答参加者
  - (10) 議決の方法
  
4. 審査結果について
  - (1) 手続き期間（方法書の提出～評価書の手続き完了）の最長・最短案件
  - (2) 手続き期間（方法書の手続き完了～準備書の提出）の最長・最短案件
  - (3) 手続き期間（準備書の手続き完了～評価書の提出）の最長・最短案件
  - (4) 準備書段階での審査会開催回数の最多・最少案件
  - (5) 審査会が方法者や準備書の大幅な修正、差し戻しを求めた事業案件
  - (6) 審査会が手続きの凍結を求めた事業案件
  - (7) 審査会が当該事業の実施について否定的な答申をした事業案件
  - (8) 答申結果を首長が拒否又は修正した経験
  
5. 公開（公表）について
  - (1) 開催周知の方法と時期※
  - (2) 傍聴席の資料内容※
  - (3) 議事録の作成※
  - (4) 発言者実名の記載
  - (5) ホームページ上での議事録の公表
  - (6) ホームページ上での審査会答申の公表

(7) ホームページ上での図書の公表

(8) ホームページ上での委員名簿の公表

(注：※は比較的新しい事業案件(1～3件)の実態を踏まえて回答して頂いた設問)

#### 6. 審査体制について

(1) 自都道府県市に、在勤または在住の審査委員の割合

(2) 現在の審査会に選任されているメンバー

(3) 審査会に選任されていることが望ましいと行政担当者が考えるメンバー

(4) 公募委員の採用

(5) 公募委員の採用理由

(6) 任期満了前の辞任

#### 7. 審査会の運営についての行政担当者の意見

審査会の運営にあたる際の、留意点、問題点、要望

#### 3-2-7 行政担当者へのヒアリング

文書の規定内容やホームページ掲載事項の事実確認のため、また調査結果のフォローアップのため、行政担当者に電話または電子メールでのヒアリングを行った。

### 3-3 分析方法

#### 3-3-1 文書による規定内容の分析

収集した文書をもとに、規定内容の分析を行う。分析項目は以下のとおり。

##### 1. 審査会への諮問

(1) 技術指針を策定又は改定する際の審査会への諮問

(2) 方法書について首長意見を述べる際の審査会への諮問

(3) 準備書について首長意見を述べる際の審査会への諮問

(4) 評価書について首長意見を述べる際の審査会への諮問

(5) 事後調査報告書について首長意見を述べる際の審査会への諮問

##### 2. 審査のプロセスと決定方法について

(1) 専門委員の設置

(2) 部会の設置

(3) 出席要求権

(4) 資料提出請求権

(5) 現地視察の実施

(6) 議決

3. 公開（公表）について

(1) 会議の公開

(2) 開催周知

(3) 傍聴者に対しての会議資料の提供

(4) 議事録の作成

(5) 会議資料の公開

(6) 審査会答申の公開

3-3-2 運営実態の分析

文書の規定内容では明らかにならなかった審査会の運営実態について、アンケート調査と、電話または電子メールによるヒアリング調査に基づき、運営実態の分析を行う。

## 第4章

# 文書による規定内容の分析

## 第4章 文書による規定内容の分析

本章では、審査会の運営に関する文書の規定内容の分析を行い、それにより得られた結果を述べる。

表 4-1 首長意見と審査会への諮問に関する規定内容

		規定〔義務〕	規定〔裁量〕	規定なし
技術指針	諮問	53	0	3
方法書	首長意見	54	1	1
	諮問	41	12《1》	3
準備書	首長意見	55	0	1
	諮問	51	4	1
評価書	首長意見	2	14	40
	諮問	4(2)	5	47
事後調査	首長意見	1	53	2
	諮問	15	21(1)	20

注)方法書の欄《》内の数は、首長意見〔裁量〕の自治体の数

評価書、事後調査の欄の( )内の数は、首長意見〔義務〕の自治体の数

### 4-1 審査会への諮問

#### 4-1-1 首長意見に関する規定内容

方法書、準備書ともに首長意見を述べることを義務としている自治体が、順に 54 団体(96%)、55 団体(98%)と多いのに対し、一方、評価書と事後調査報告書に関しては、順に 2 団体(4%)、1 団体(2%)と少ない。アセスの主な手続きは、準備書の段階でほぼ終了し、評価書は最終結果という位置づけなので、評価書段階以降に首長意見を述べることを義務としている自治体が少ないと考えられる。

#### 4-1-2 審査会への諮問に関する規定内容の整理

技術指針を策定または改定する際、また方法書、準備書、評価書、事後調査報告書について首長意見を述べる際の、審査会への諮問に関する規定内容について整理した結果を、図 4-1 に示す。

アセスの手続きの中で特に重要といえる、技術指針を策定または改定する際、方法書について首長意見を述べる際、準備書について首長意見を述べる際に、審査会へ必ず諮問すると規定している自治体が順に、53 団体(95%)、41 団体(75%)、51 団体(93%)と多いのに対し、一方、評価書や事後調査報告書について首長意見を述べる際に、審査会へ必ず諮問すると規定している自治体は、順に 4 団体(25%)、15 団体(28%)と少ないことがわかった。



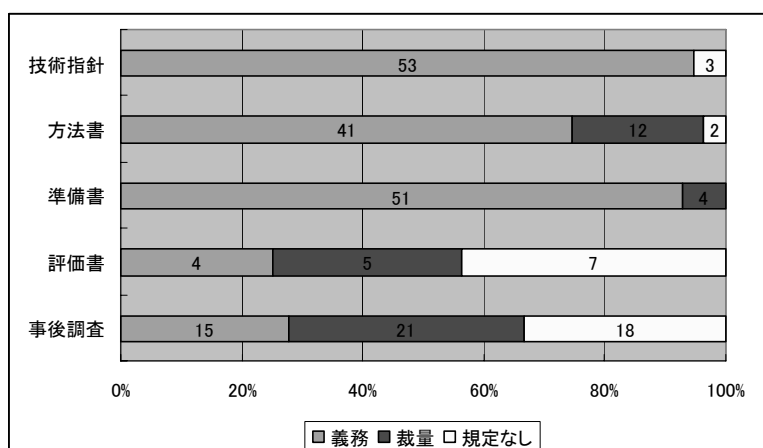


図 4-1 審査会への諮問に関する規定内容

#### 4-1-3 技術指針を策定または改定する際の審査会への諮問

技術指針を策定または改定する際、必ず審査会へ諮問する（意見を聴くものとする）と規定している自治体は53団体(95%)あり、特に規定していない自治体は3団体(5%)ある。

表 4-2 技術指針を策定または改定する際の、審査会への諮問に関する規定内容

	団体名	団体数	規定内容(例)
義務規定	北海道、広島県、鹿児島県を除く53団体	53	熊本県環境影響評価条例第4条第4項:「知事は、技術指針を定め、または変更しようとするときは、熊本県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。」

#### 4-1-4 方法書について首長意見を述べる際の審査会への諮問

方法書については、首長意見を述べることを義務としている自治体が54団体(96%)、裁量に委ねている自治体が1団体(2%)、意見を述べる規定がない自治体が1団体(2%)ある。

表 4-3 方法書について首長意見を述べる際の規定内容

	団体名	団体数	規定内容(例)
義務規定	埼玉県と福岡県を除く54団体	54	栃木県環境影響評価条例第8条第1項:「知事は、前条第一項の期間を経過した後、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。」
裁量規定	埼玉県	1	埼玉県環境影響評価条例第8条第1項:「知事は、前条第二項の規定による書面の送付を受けた日の翌日から起算して一月間を経過する日までの間に、…、事業者に対し、調査計画書について環境の保全の見地からの意見を述べるることができる。」

首長意見を述べることを裁量に委ねている埼玉県でも、毎回首長意見を述べていることを確認した。

また、唯一首長意見を述べる規定がない福岡県では、方法書だけでなく準備書でも首長意見を述べる規定がないが、手続きの中で特に重要といえる方法書と準備書については、審査機会を設けることが望ましく、この点については今後改善が必要といえる。

首長意見を述べる際の審査会への諮問については、必ず審査会へ諮問すると規定している自治体が 41 団体(75%)、必要に応じて審査会へ諮問する（意見を聴くことができる）と規定している自治体が 12 団体(22%)、特に規定していない自治体が 2 団体(5%)ある。

表 4-4 方法書について首長意見を述べる際の、審査会への諮問に関する規定内容

	団体名	団体数	規定内容(例)
義務規定	宮城県、東京都、長野県、愛知県、滋賀県、広島県、横浜市など	41	滋賀県環境影響評価条例第9条第4項:「知事は、あらかじめ滋賀県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。」
裁量規定	福島県、埼玉県、富山県、岐阜県、静岡県、大阪府、佐賀県、沖縄県、名古屋市、神戸市、北九州市、福岡市	12	名古屋市環境影響評価条例第13条第3項:「市長は、方法意見書の作成に当たっては、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。」

#### 4-1-5 準備書について首長意見を述べる際の審査会への諮問

準備書については、首長意見を述べることを義務としている自治体が 55 団体(98%)、意見を述べる規定がない自治体が 1 団体(2%)ある。

首長意見を述べる際の審査会への諮問については、必ず審査会へ諮問すると規定している自治体が 51 団体(93%)、必要に応じて諮問すると規定している自治体が 4 団体(7%)ある。

表 4-5 準備書について首長意見を述べる際の規定内容

	団体名	団体数	規定内容(例)
義務規定	福岡県を除く55団体	55	沖縄県環境影響評価条例第19条第1項:「知事は、前条第1項の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見知からの意見を書面により述べるものとする」

表 4-6 準備書について首長意見を述べる際の、審査会への諮問に関する規定内容

	団体名	団体数	規定内容(例)
義務規定	福島県、静岡県、佐賀県、沖縄県、福岡県を除く51団体	51	大阪府環境影響評価条例第17条:「審査会に対し、準備書及び要約書の写しを送付し、期間を指定して、準備書について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。」
裁量規定	福島県、静岡県、佐賀県、沖縄県	4	福島環境影響評価条例第20条第3項:「知事は、必要があると認めるときは、準備書について福島県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。」

#### 4-1-6 評価書について首長意見を述べる際の審査会への諮問

評価書については、首長意見を述べることを義務としている自治体が 2 団体(4%)、裁量に委ねている自治体が 14 団体(25%)、意見を述べる規定がない自治体が 40 団体(71%)ある。

義務としている自治体は福岡県と横浜市で、横浜市では、準備書と評価書についての意見を同時に述べる制度になっている。

首長意見述べる際の審査会への諮問については、必ず審査会へ諮問すると規定している自治体が 4 団体(25%)、必要に応じて諮問すると規定している自治体が 5 団体(31%)、特に規定していない自治体が 7 団体(44%)ある。

横浜市では、条例が施行される以前の制度の時代から、評価書については事実上審査会に諮問していたということなので<sup>1)</sup>、それを現行の制度でも引き継いでいると考えられる。

表 4-7 評価書について首長意見を述べる際の規定内容

	団体名	団体数	規定内容(例)
義務規定	福岡県、横浜市	2	福岡県環境影響評価条例第25条:「知事は、前条の規定による送付を受けたときは、当該評価書について、規則で定める期間内に、事業者に対し、環境の保全について適正な配慮を確保するための意見その他環境の保全の見地からの助言を書面により述べるものとする。」
裁量規定	北海道、青森県、福島県、千葉県、富山県、山梨県、滋賀県、京都府、徳島県、高知県、熊本県、沖縄県、千葉市、広島市	14	高知県環境影響評価条例第22条第2項:「知事は、前項第三号の書類の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、当該書類について環境の保全の見地からの意見を書面による述べることができる。」

表 4-8 評価書について首長意見を述べる際の規定内容 (横浜市)

	規定内容
横浜市	横浜市環境影響評価条例第23条第1項:「市長は、準備書及び評価書並びに環境影響評価の手続に関する事項について環境の保全の見地からの意見を記載した書類を作成し、事業者に送付するものとする。」

表 4-9 評価書について首長意見を述べる際の、審査会への諮問に関する規定内容

	団体名	団体数	規定内容(例)
義務規定	富山県、山梨県、福岡県、横浜市	4	横浜市環境影響評価条例第21条第2項:「市長は、評価書の提出を受けたときは、審査会に対し、当該評価書について環境の保全の見地から調査審議させるため諮問しなければならない。」
裁量規定	福島県、滋賀県、徳島県、高知県、沖縄県	5	徳島県環境影響評価条例第24条第3項:「知事は、徳島県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。」

#### 4-1-7 事後調査報告書について首長意見述べる際の審査会への諮問

事後調査報告書については、首長意見を述べることを義務としている自治体が1団体(2%)、裁量に委ねている自治体が53団体(95%)、意見を述べる規定がない自治体が2団体(4%)ある。

山梨県では、「事業実施中及び実施後の環境影響の確認は方法書、準備書そして評価書の各手続と同様に重要であると考えており、事業着手後において環境の保全のための措置の修正が必要と判断した場合、より実効性のある意見を行うため」、義務としていることを確認した<sup>2)</sup>。

首長意見を述べる（または必要な措置を講じる）際の審査会への諮問については、必ず審査会へ諮問すると規定している自治体が15団体(28%)、必要に応じて諮問すると規定している自治体が21団体(39%)、特に規定していない自治体が18団体(33%)ある。

表 4-10 事後調査報告書について首長意見を述べる際の規定内容

	団体名	団体数	規定内容(例)
義務規定	山梨県	1	山梨県環境影響評価条例第42条第1項:「知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、中間報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。」
裁量規定	山梨県、札幌市、横浜市を除く53団体	53	福岡市環境影響評価条例第31条:「市長は、事後調査により、対象事業が環境に著しい影響を及ぼしている又は今後及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、環境の保全についての適正な配慮を求める観点から必要な措置を講じるよう指導することができる。」

表 4-11 事後調査報告書について首長意見を述べる際の、審査会への諮問に関する規定内容

	団体名	団体数	規定内容(例)
義務規定	東京都、富山県、石川県、福井県、愛知県、大阪府、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、千葉県、名古屋市、大阪市、神戸市	15	愛知県環境影響評価条例第30条第5項:「知事は、報告書の送付を受けた場合で、必要があると認めるときは、愛知県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴いた上で、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずることを書面により求めることができる。」
裁量規定	山形県、群馬県、静岡県、三重県、岡山県、沖縄県、北九州市など	21	北九州環境影響評価条例第26条第2項:「市長は、前項の規定による助言又は指導に当たっては、必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。」

## 4-2 審査のプロセスと決定方法

### 4-2-1 専門委員の設置

専門委員の設置について文書に規定している自治体は、40 団体(71%)ある。そのうち、調査審議にあたる専門委員の設置を規定している自治体が 19 団体(48%)、調査のみにあたる専門委員の設置を規定している自治体が 17 団体(43%)、両方の専門委員の設置を規定している自治体が 4 団体(10%)ある。

### 4-2-2 部会の設置

部会の設置について文書に規定している自治体は、34 団体(61%)ある。その中で、青森県だけが対象事業等ごとに部会を置く（義務）と規定しており、その他の自治体では部会を置くことができる（裁量）と規定している。

### 4-2-3 出席要求権

審査委員と行政担当者以外の者に対する、出席要求権（意見または説明を求めることができる）について規定している自治体は、32 団体(57%)ある。ただし、その対象や対象となる者を示す表現が異なり、表現には大きく分けて、「事業者」、「関係者」、「委員以外」、「参考人」、「学識経験者」、「関係課」の以上 6 種が用いられている。

自治体内での重複を考慮せずに整理すると、「事業者」を対象と規定している自治体が 13 団体(42%)、「関係者」を対象と規定している自治体が 12 団体(39%)、「委員以外」を対象と規定している自治体が 9 団体(28%)、「参考人」を対象と規定している自治体、「学識経験者」を対象と規定している自治体が 5 団体(16%)、「関係課」を対象と規定している自治体が 1 団体(3%)ある。

また、出席要求について規定している自治体の中には、「会議への出席を求めることができる」、「その他必要な協力を求めることができる」という幅を持たせた規定をしている自治体が 6 団体(11%)あり、現地視察への協力や資料の提出にも対応できると考えられる。

### 4-2-4 資料提出請求権

審査委員と行政担当者以外の者に対する、資料提出請求権（資料の提出を求めることができる）について規定している自治体は、8 団体(14%)ある。自治体内での重複を考慮せずに整理すると、「事業者」を対象と規定している自治体が 6 団体(75%)、「関係者」を対象と規定している自治体が 4 団体(50%)、「参考人」を対象と規定している自治体が 2 団体(25%) 「委員以外」を対象と規定している自治体、「学識経験者」を対象と規定している自治体が 1 団体(13%)ある。

#### 4-2-5 現地視察の実施

現地視察の実施について規定している自治体は、岐阜県、大阪府、広島県、名古屋市、神戸市の5団体(9%)である。その中で、広島県だけが、「方法書の送付を受けた日から起算して概ね20日以内を目途に、審査会の現地調査を行うものとする」との義務規定があり、その他の自治体では、裁量規定がある。

#### 4-2-6 議決

議決に関して規定している自治体は、48団体(86%)あり、全ての自治体で、過半数で決し(多数決)、可否同数の場合は会長又は議長に一任すると規定している。

### 4-3 公開(公表)

公開に関しては、他の付属機関との共通の条例または要綱がどの自治体にも必ず存在しているため、ここでは、本研究の対象である審査会の運営のみに関して規定している文書(環境影響評価条例や環境影響評価審査会運営要領など)のみを分析に用いる。ただし、環境審議会の中の部会で調査審議にあたる自治体もあるため、環境審議会の運営に関する文書は含める。

#### 4-3-1 会議の公開

会議の公開・非公開について規定している自治体は、17団体ある。その中で、岐阜県だけが非公開とすることを規定しており、他の自治体では会議を公開とする(富山県:非公開とする際の条件のみを規定)ことを規定している。ただし、埼玉県と神戸市では、部会については、非公開とすることを規定している。

#### 4-3-2 開催周知

開催周知について規定している自治体は、滋賀県、神戸市、北九州市、福岡市の4団体である。滋賀県では、開催周知の手段について、その他の3団体では、開催周知の期日と手段について規定している。

#### 4-3-3 傍聴者に対する会議資料の提供

傍聴者に対する会議資料の提供について規定している自治体は、名古屋市のみである。

#### 4-3-4 議事録の作成

議事録の作成について規定している自治体は、17 団体ある。その中で、作成することのみ規定している自治体、議事録の公開まで規定している自治体、議事録の記載事項まで規定している自治体が 4 団体、議事録の作成事項及び公開まで規定している自治体が 5 団体ある。

また、北九州市と福岡市では、ホームページへの議事録の掲載について、兵庫県、広島県、神戸市では、発言者実名の非公開について規定している。

#### 4-3-5 会議資料の公開

会議資料の公開について規定している自治体は、兵庫県、熊本県、神戸市の 3 団体である。

#### 4-3-6 審査会答申の公開

審査会答申の公開について規定している自治体は、滋賀県と熊本県の 2 団体である。

#### 【引用・参考文献】

- 1) 横浜市環境創造局環境保全部環境影響評価課  
: RE: アンケートの回答について, 2006-12-05, 公式文書
- 2) 山梨県森林環境部みどり自然課  
: Re: 環境影響評価に関する質問, 2007-01-24, 公式文書
- 3) 環境省総合環境政策局環境影響評価課: 環境影響評価情報支援ネットワーク,  
<<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>>

# 第5章

## 運営実態の分析



## 第5章 運営実態の分析

本章では、文書の規定内容では明らかにならなかった審査会の運営方法について、アンケート調査と電話ヒアリングまたは電子メールによる調査に基づいて分析を行い、それにより得られた結果を述べる。

### 5-1 審査会への諮問について

#### 5-1-1 技術指針

技術指針の策定または改定にあたる際、審査会へ諮問することを規定していない自治体は、北海道、広島県、鹿児島県の3団体である。北海道では、「審査会委員等で構成する『環境影響評価技術検討会』に諮問している」ということを、広島県では、「必要に応じて審査会へ諮問している（ただし、諮問したことはない）」ということを、鹿児島県では、「諮問していない」ということを確認した。

広島県と鹿児島県では、県の内部で策定・改定にあたっているが、技術指針はアセス手続きを進める際のマニュアルとなる重要なものであるため、審査会等の専門家による審査が重要と考えられるので、この点については今後改善が必要といえる。

#### 5-1-2 方法書

方法書について首長意見を述べる際、必要に応じて審査会へ諮問する（意見を聴くことができる）と規定している自治体が12団体(22%)、規定していない自治体が2団体(5%)ある。

必要に応じて審査会へ諮問すると規定している12団体では、毎回審査会へ諮問していることを確認した。（注：名古屋市では過去に1度、愛知県条例と重なる事業案件であったため、方法書の段階では審査会へ諮問しなかった）。

また、規定していない北海道と札幌市に、審査会に諮問していない理由を尋ねたところ、「必要に応じて審査委員から意見を聴取することにより、知事意見を形成することができると考えているため（ただし、諮問したことはない）」、「市長に対する技術的な助言をするという審査会の目的を達成するためには、準備書段階での審議で十分であると考えているため」との見解であったが、方法書は今後の調査・予測・評価を左右する文書であるため、審査会の審査が重要な役割を果たすと考えられるので、この点については今後改善が必要といえる。

札幌市では、今後は方法書段階で審査会へ諮問する予定であることも確認した。

### 5-1-3 準備書

準備書について首長意見を述べる際、必要に応じて審査会へ諮問すると規定している自治体は、福島県、静岡県、佐賀県、沖縄県と4団体あるが、全ての自治体で毎回諮問していることを確認した。

### 5-1-4 評価書

評価書について首長意見を述べる際の、審査会への諮問に関する規定内容及び実態を確認するため、また首長意見を述べる際に審査会へ諮問していない理由を把握するため、アンケートに質問を設けた。

回答結果は条例の規定内容を整理した結果と変わりなく、評価書について意見を述べる際、「必ず諮問している」という自治体が4団体(7%)、「必要に応じて諮問している」という自治体が5団体(9%)、「諮問していない(または首長意見を述べる規定がない)」という自治体が47団体(84%)あり、「規定していないが実際は諮問している」という自治体はなかった。

評価書の段階で審査会へ諮問していない理由は、「準備書の段階で諮問し答申を得ており、評価書に対する意見の要否及びその内容は、当該答申で判断できると想定されるため」とのことであったので、他の自治体においても同様の理由であると考えられる。

評価書については、福岡県(義務)、横浜市(義務)、山梨県(首長意見を述べる場合義務)、沖縄県(裁量)の4団体で、毎回諮問していることを、またその他の自治体では、諮問したことがない(首長意見を述べたことがない)ことを確認した。

### 5-1-5 事後調査報告書

事後調査報告書について首長意見を述べる(または必要な措置を講じる)際の、審査会への諮問に関する規定内容及び実態を確認するため、また裁量規定のある自治体における、審査会への諮問の要否の判断を行う者と判断基準を把握するため、アンケートに質問を設けた。

回答結果は条例の規定内容を整理した結果と若干異なり、事後調査報告書について首長意見を述べる際、「必ず諮問している」という自治体が15団体(27%)、「必要に応じて諮問している」という自治体が22団体(規定内容より1団体増)(39%)、「諮問していない(または首長意見を述べる規定がない)」という自治体が18団体(規定内容より2団体減)(32%)あり、「規定していないが実際は諮問している」という自治体も1団体(2%)あった。

京都市では、審査会への諮問に関する明確な規定はないが、他の規定で対応できると判断し、「必要に応じて諮問している」という回答を選択したことを確認した。

また、「規定していないが実際は諮問している」という香川県では、事後調査報告書の

内容を確認してもらうため、諮問していることを確認した。

事後調査報告書については、東京都（首長意見を述べる場合義務）、愛媛県（首長意見を述べる場合義務）、神戸市（首長意見を述べる場合義務）、静岡県（裁量）、沖縄県（裁量）、香川県（規定なし）の6団体で、毎回諮問していることを、またその他の自治体では、諮問したことがない（首長意見を述べたことがない）ことを確認した。

次に、「必要に応じて諮問している」と回答した自治体における、審査会への諮問の要否の判断を行う者と判断基準について整理した。

諮問の要否の判断を行う者については、「課長またはそれに準ずる者」、「状況に応じて判断」と回答した自治体が最も多く、該当する自治体が8団体(36%)ある。次いで、「部長またはそれに準ずる者」と回答した自治体が3団体(14%)、「主査」、「毎回諮問しているので基準はない」、「事例がない」と回答した自治体が1団体(5%)ある。

判断基準については、「状況に応じて判断」と回答した自治体が最も多く、該当する自治体が12団体(55%)ある。次いで、「高度な専門性が必要な場合、予測の不確実性が高い場合」と回答した自治体が3団体(14%)、「高度な専門性が必要な場合」、「予測の不確実性が高い場合」、「毎回諮問しているので基準はない」と回答した自治体が2団体(9%)、「事例がない」と回答した自治体が1団体(5%)ある。

## 5-2 行政（アセス）担当者数と事業案件数について

### 5-2-1 行政（アセス）担当者の人数

アセスを直接担当している方の人数を把握するため、アンケートに質問を設けた。各自治体の行政担当者の人数を表 5-1 に示す。

表 5-1 各自治体の行政担当者の人数

担当者数	団体数	該当団体
16人	1	東京都
14人	1	横浜市
10人	1	神奈川県
8人	1	川崎市
7人	1	大阪市
6人	1	沖縄県
5人	6	千葉県、愛知県、大阪府、熊本県、名古屋市、神戸市
4人	5	宮城県、長野県、島根県、山口県、広島市
3人	13	岩手県、福島県、埼玉県、富山県、山梨県、兵庫県、奈良県、広島県、愛媛県、札幌市、千葉市、京都市、福岡市
2人	10	北海道、山形県、新潟県、三重県、岡山県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、仙台市
1人	16	青森県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県、北九州市

行政担当者の人数が「1人」という自治体が最も多く、該当する自治体が16団体(29%)ある。次いで、「3人」という自治体が13団体(23%)、「2人」という自治体が10団体(18%)、「5人」という自治体が6団体(11%)、「4人」という自治体が5団体(9%)、「6～10人」という自治体が4団体(7%)、「11人以上」という自治体が2団体(4%)ある。

全体的に、担当者の数が少ない自治体が多く、担当者が「1～3人」という自治体が約7割を占めていることがわかった。担当者数の最多は東京都の16人で、平均は3人であった。

担当者の数が比較的多い自治体は、東京都、横浜市、神奈川県、川崎市など都市圏に多いことがわかった。

## 5-2-2 事業案件数

最近5年間における事業案件数(条例第1種事業)を把握するため、アンケートに質問を設けた。各自治体の事業案件数を表5-2に、回答を整理した結果を表5-3に示す。

表5-2 各自治体の事業案件数

案件数	団体数	該当団体
35件	1	東京都
16件	2	福島県、沖縄県
14件	1	川崎市
13件	3	岐阜県、熊本県、横浜市
12件	1	長崎県
11件	2	愛知県、岡山県
10件	2	青森県、大阪市
9件	3	神奈川県、静岡県、三重県
8件	4	埼玉県、大阪府、仙台市、北九州市
6件	3	新潟県、愛媛県、京都市
5件	3	島根県、名古屋市、福岡市
4件	4	千葉県、石川県、滋賀県、広島市
3件	4	岩手県、福岡県、鹿児島県、神戸市
2件	15	宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、兵庫県、奈良県、広島県、山口県、高知県、大分県、宮崎県、札幌市
1件	7	富山県、福井県、京都府、徳島県、香川県、佐賀県、千葉市
0件	1	北海道

全国では、最近5年間の事業案件数が「2件」という自治体が最も多く、該当する自治体が14団体(25%)ある。次いで、「6~10件」という自治体が13団体(21%)、「1件」、「11~15件」という自治体が7団体(16%)、「4件」という自治体が5団体(9%)、「16件以上」、「5件」、「3件」という自治体が3団体(5%)、「0件」という自治体が1団体ある(2%)。

都市圏では、事業案件数が「6~10件」という自治体が最も多く、該当する自治体が8団体(29%)ある。次いで、「2件」という自治体が5団体(18%)、「11~15件」という自治体が4団体(14%)、「4件」という自治体が3団体(11%)、「5件」、「3件」、「1件」という自治体が2団体(7%)、「16件以上」、「0件」という自治体が1団体(4%)ある。事業案件数の平均は7件であった。

地方圏では、事業案件数が「2件」という自治体が最も多く、該当する自治体が9団体(32%)ある。次いで、「6~10件」、「1件」という自治体が5団体(18%)、「11~15件」という自治体が3団体(14%)、「16件以上」、「4件」という自治体が2団体(7%)、「5件」、「3件」という自治体が1団体(4%)ある。事業案件数の平均は5件であった。

都市圏における事業案件数の平均は7件で、地方圏の5件を上回ることから、条例第1種事業については、都市圏で行われることが多いことがわかった。

表5-3 事業案件数

	地方圏	都市圏	全国
0件	0	1	1
1件	5	2	7
2件	9	5	14
3件	1	2	3
4件	2	3	5
5件	1	2	3
6~10件	5	8	13
11~15件	3	4	7
16件以上	2	1	3

### 5-3 審査のプロセスと決定方法について

#### 5-3-1 事業者の審査会への出席頻度

方法書、準備書それぞれの段階の審査会で質疑が行われる際の、事業者（委託業者含む）の出席頻度を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果を図 5-1 に示す。

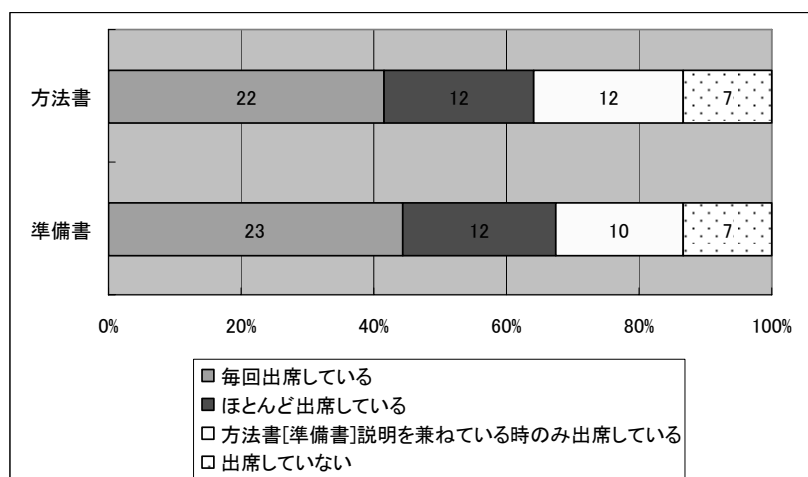


図 5-1 事業者の出席頻度

方法書段階での審査会における事業者の出席頻度については、事業者が「毎回出席している」という自治体が最も多く、該当する自治体が 22 団体(42%)ある。次いで、「ほとんど出席している」、「方法書 [準備書] 説明を兼ねている時のみ出席している」という自治体が 12 団体(23%)、「出席していない」という自治体が 7 団体(13%)ある。

準備書段階での審査会における事業者の出席頻度についても、事業者が「毎回出席している」という自治体が最も多く、該当する自治体が 23 団体(44%)ある。次いで、「ほとんど出席している」という自治体が 12 団体(23%)、「方法書 [準備書] 説明を兼ねている時のみ出席している」という自治体が 10 団体(19%)、「出席していない」という自治体が 7 団体(13%)ある。

評価書段階のみ審査会へ諮問している福岡県では、質疑が行われる際に事業者が出席していないことを確認した。

ほとんどの自治体で、事業者が 1 度は質疑応答に出席していることがわかった。審査委員と事業者の間で直接質疑応答がなされるほうが、審査が効率的に進むので、事業者が出席している自治体が多いと考えられる。

方法書段階と準備書段階で団体数は異なるが、条例の規定内容や審査の進捗具合によるもので、方法書段階と準備書段階での出席頻度が異なる自治体は存在しない。

審査会での質疑が行われる際に、事業者が「毎回出席している」または「ほとんど出席している」という自治体が 6 割以上を占めているが、「出席していない」という自治体も 7 団体存在する。事業者と行政担当者が事前に十分なコミュニケーションをとっているとはいえ、審査を効率的に進めるためには、事業者が出席していることが望ましく、今後事

業者が出席する自治体、及び出席頻度が増えていくことが望まれる。

表 5-4 審査会に事業者が毎回出席している自治体と出席していない自治体

出席頻度	該当団体
毎回出席している	北海道、岩手県、宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、奈良県、岡山県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、北九州市、福岡市
出席していない	青森県、福島県、東京都、福井県、広島県、山口県、鹿児島県、(福岡県)

### 5-3-2 現地視察の実施頻度

事業案件ごとの方法書段階、準備書段階、工事施工段階、工事完了後の各段階における現地視察（審査委員同行）の実施頻度を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果を図 5-2 に示す。

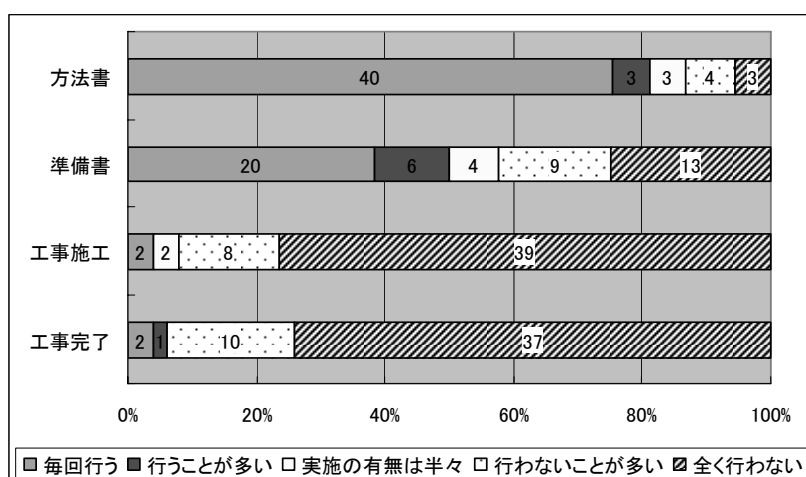


図 5-2 現地視察の実施頻度

方法書段階での現地視察については、「毎回行う」という自治体が最も多く、該当する自治体が 40 団体(75%)ある。次いで、「行わないことが多い」という自治体が 4 団体(8%)、「行うことが多い」、「実施の有無は半々」、「全く行わない」という自治体が 3 団体(6%)ある。

準備書段階での現地視察についても、「毎回行う」という自治体が最も多く、該当する自治体が 20 団体 (38%) がある。次いで、「全く行わない」という自治体が 13 団体(25%)、「行わないことが多い」という自治体が 9 団体(17%)、「行うことが多い」という自治体が 6 団体(12%)、「実施の有無は半々」という自治体が 4 団体(8%)ある。

工事施工段階の現地視察については、「全く行わない」という自治体が最も多く、該当する自治体が 39 団体(76%)ある。次いで、「行わないことが多い」という自治体が 8 団体(16%)、「実施の有無は半々」、「毎回行う」という自治体が 2 団体(4%)ある。

工事完了後の現地視察についても、「全く行わない」という自治体が最も多く、該当する自治体が 37 団体(74%)ある。次いで、「行わないことが多い」という自治体が 10 団体(20%)、「毎回行う」という自治体が 2 団体(4%)、「行うことが多い」という自治体が 1 団体(2%)ある。

評価書段階で初めて審査会へ諮問している福岡県では、評価書段階で現地視察を毎回行っていることを確認した。

現地視察は方法書または準備書の段階でのみ行い、事業着手後は行わない傾向にあることがわかった。方法書や準備書の審査が特に重要といえるので、その段階での審査に反映させるため、ほとんどの自治体がどちらかの段階で現地視察を実施していると考えられる。

現地視察を方法書または準備書の段階で、「毎回行う」または「行うことが多い」と回答している自治体が 9 割近くある中、岡山県、愛媛県、高知県、仙台市では、方法書と準備書の両段階で、「行わないことが多い」、「全く行わない」と回答しているが、より効果的にアセスを実施するには、現地視察をできるだけ審査の早い段階で実施することが望ましいといえる。

工事施工段階、工事完了後の現地視察は、事後調査の確認のため、予測の正当性の確認のため、保全措置の確認・評価のため、またその経験から得られた情報を今後の審査・制度に反映させるために行われることが望ましいが、実施している自治体は少ないので、今後実施する自治体が増えていくことが望まれる。そんな中、「毎回行う」と回答した埼玉県と山梨県（山梨県は今後行う予定）については、特徴的な取り組みといえる。また、この 2 団体については、4 段階全てで「毎回行う」と回答しているので、その理由を尋ねたところ、「各手続段階における、当該地域における審査委員の審査の視点に対応するため、全ての段階で実施する」とのことであった<sup>1)</sup>。

工事完了後の段階で「行うことが多い」と回答した大分県では、「植物の移植等の保全措置を行った際、保全措置の確認・評価のため、工事施行前の移植後に 1 回、工事完了後の状況確認に 1 回実施したことがある（植物専門の審査委員のみ）」ということを確認した<sup>2)</sup>。



### 5-3-3 専門委員の設置

専門委員は、特別の事項を調査審議するために、当該事項の調査審議期間のみ設置されるものと、専門の事項を調査するために、当該事項の調査期間のみ設置されるものに分かれるが、どちらも一時的に設置されるということから、本研究では統一する。

専門委員の設置経験を把握するため、また設置の判断を行った者と設置段階を把握するため、アンケートに質問を設けた。規定と経験の有無について整理した結果を、図 5-3 に示す。

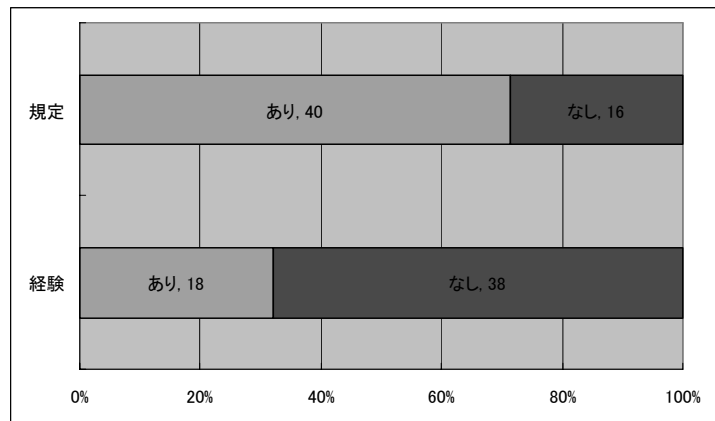


図 5-3 専門委員設置の規定と経験の有無

専門委員の設置に関する規定のある自治体は 40 団体(70%)あるが、実際に専門委員を設置したことがある自治体は 18 団体(32%)と、設置される機会が多くないことがわかった。

また、専門委員の設置に関する規定のない青森県と千葉県でも、専門委員を設置したことがあることがわかった。

専門委員の設置の判断を行った者については、「担当部局」と回答した自治体が最も多く、該当する自治体が 8 団体(44%)ある。次いで、「担当部局または審査委員」と回答した自治体が 5 団体(28%)、「知事」と回答した自治体が 3 団体(17%)、「審査委員」と回答した自治体が 2 団体(11%)ある。

設置の段階については、「方法書段階から設置した」と回答した自治体が最も多く、該当する自治体が 10 団体(56%)ある。次いで、「予め設置されている」、「準備書段階から設置した」と回答した自治体が 3 団体(17%)、「方法書段階または準備書段階から設置した」、「制度の内容に関することで設置した」と回答した自治体が 1 団体(6%)ある。

準備書段階から専門委員を設置したことがある自治体に、その理由を尋ねたところ、岩手県では「調査・予測・評価結果の調査のため」、滋賀県では「猛禽類に対する影響を評価するため」、名古屋市では「準備書段階から審査会へ諮問したため」とのことであった。

#### 5-3-4 部会の設置

部会は、所掌事務を分掌するため、また特別の事項を調査審議するために設置される。部会の設置状況を把握するため、アンケートに質問を設けた。規定と経験の有無について整理した結果を、図 5-4 に示す。

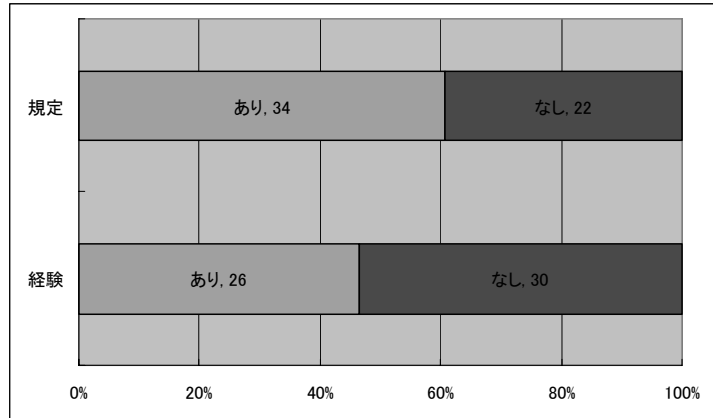


図 5-4 部会設置の規定と経験の有無

部会の設置に関する規定のある自治体は 34 団体(61%)あるが、実際に部会を設置したことがある自治体は 26 団体(46%)と、設置される機会が割と多いことがわかった。

設置したことがある自治体の設置状況については、「設置している」という自治体が 12 団体(46%)、「設置することもある」という自治体が 14 団体(54%)ある。

「設置している」という自治体における運営の方法については、「事業案件ごとに部会に属する審査委員が異なる」という自治体が 4 団体(33%)、「審査会を予め審査委員の専門分野が同じ構成になるように複数の部会に分けている」という自治体が 3 団体(25%)、「事業案件ごとに設置される部会の数が異なる」という自治体が 2 団体(17%)、「審査会を予め専門分野ごとに複数の部会に分けている」、「事業案件ごとに部会に属する審査委員と設置される部会の数が異なる」、「一部の審査委員で部会を構成している」という自治体が 1 団体(8%)ある。

「設置することもある」という自治体における運営の方法については、「事業案件ごとに部会に属する審査委員と設置される部会の数が異なる」という自治体が 10 団体(71%)、「事業案件ごとに部会に属する審査委員が異なる」という自治体が 4 団体(29%)ある。

部会運営の具体例を挙げると、滋賀県では、審査会に 2 つの部会を設けており、対象事業の種類別に担当を決め、それぞれの部会で審査、審査会答申形成を行い、通常、総会は開催しない。また、所掌事務を分掌するための部会（小委員会）と、猛禽類（例：クマタカ）について審査するための部会（専門部会）の、趣旨の異なる部会がある<sup>3)</sup>。

名古屋市では、事業案件によって、部会の数、部会に属する審査委員は異なり、部会を 2 つ設置する場合は、並行的に審査に入り、それぞれの部会報告を作成し、最終的に総会で審査会答申形成が行われる。部会は準備書段階から設置される。

### 5-3-5 質疑応答参加者

審査委員（専門委員を含む）、事業者（委託業者を含む）、行政担当者以外で、審査会での質疑応答に参加した者の状況を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果を図 5-5 に示す。

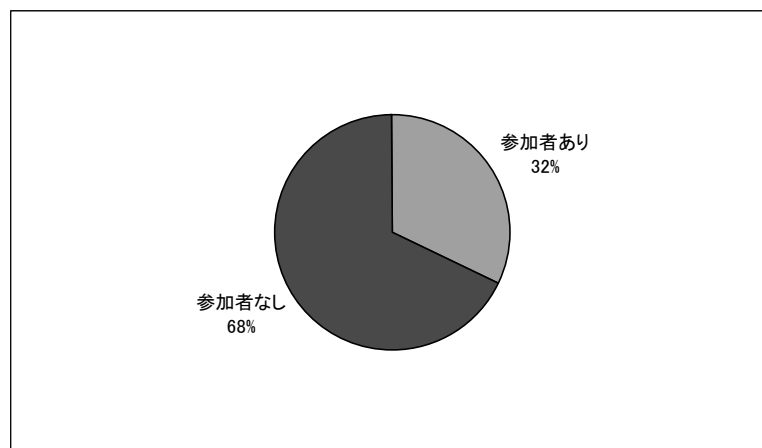


図 5-5 審査委員、事業者、行政担当者以外の質疑応答参加者の有無

通常、質疑応答に参加している審査委員、事業者、行政担当者以外の参加者の有無については、「参加したことがない」自治体が 38 団体(68%)と、「参加したことがある」自治体の 18 団体(32%)を上回る。

参加者の内訳については、「関係部局または関係課」が参加した自治体が最も多く、該当する自治体が 14 団体(78%)ある。次いで、「学識経験者」が参加した自治体が 2 団体(11%)、「関係部局または関係課と学識経験者」、「事業者に代わってアセスを行う旨について届け出のあった都市計画決定権者」が参加した自治体が 1 団体(6%)ある。

神戸市では、「宅地開発の事業において、鳥類、水生生物、植物を専門とする学識経験者 4 名を、当該開発地域の動植物に関する情報を有する参考人として招致し、意見を伺ったことがある」ということを確認した<sup>4)</sup>。

### 5-3-6 審査会の議決

審査会の議決の方法を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果を図 5-6 に示す。

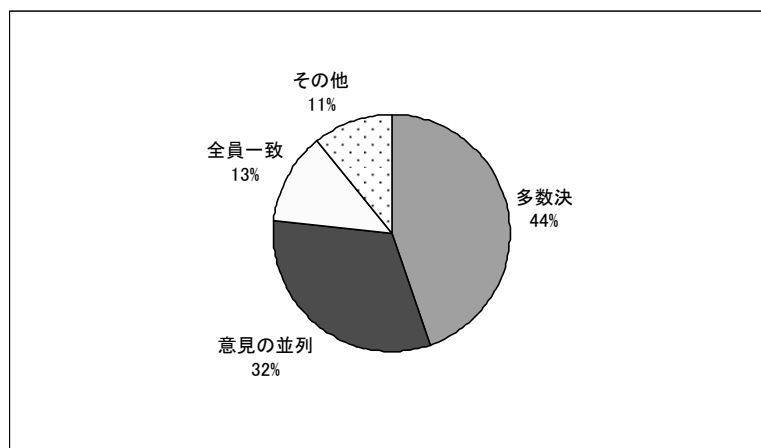


図 5-6 議決の方法

議決の方法については、「多数決」を採用している自治体が最も多く、該当する自治体が 25 団体(44%)ある。次いで、「個別意見の並列に留める」という自治体が 18 団体(32%)、「全員一致」という自治体が 7 団体(13%)、「会長一任」という自治体が 3 団体(5%)、「意見を取りまとめる」という自治体が 2 団体(4%)、「審査会において案件ごとに審査して決定」という自治体が 1 団体ある(2%)。ただし、議決という形自体をとっていない自治体も存在する。

「全員一致」については、意見が分かれた場合、最終決定を会長に一任する自治体と、一致するまで議論する自治体に分かれる。

実際に「多数決」を採用している自治体は、規定している団体数 48 の約半数であることがわかった。

## 5-4 審査結果について

### 5-4-1 方法書の提出から評価書の手続き完了までの期間

方法書の提出から評価書の手続き完了までの期間の、最長案件と最短案件を把握するため、アンケートに質問を設けた。事業案件を列記した結果を、表 5-5 に示す。ただし、評価書の手続きを完了した事業案件が複数あり、なおかつ手続き期間が月単位で異なる自治体のみ。

表 5-5 方法書提出から評価書の手続き完了までの期間の最長案件と最短案件

	最長案件	期間(ヶ月)	最短案件	期間(ヶ月)
青森県	下北地域広域行政事務組合汚泥再生処理センター整備事業	29	大平洋金属株式会社中期設備投資計画	11
福島県	あらかわクリーンセンター建替事業	46	小名浜動力プラント建設事業	14
群馬県	西上武幹線新設工事事業	28	中東京幹線一部増強工事事業	26
埼玉県	武蔵浦和駅第3街区第一種市街地再開発事業	48	彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業	10
千葉県	(仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業	57	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置	24
東京都	ジョイフルホンダグローバルホームセンター瑞穂建設事業	48	(仮称)ダイヤモンドシティ立川・武蔵村山SC建設事業	11
神奈川県	相模興業採石場増設事業	52	日産先行開発センター建設事業	21
新潟県	宮元産業廃棄物最終処分場変更工事	53	No.3焼却炉設置事業	18
岐阜県	川浦分岐線新設工事	43	世界淡水魚園観覧車建設運営事業	11
愛知県	木曾岬干拓地整備事業	53	東部丘陵線	21
滋賀県	中部清掃組合ごみ処理施設整備事業	30	ダイハツ工業滋賀工場発電設備設置事業	17
大阪府	岸和田都市計画・貝塚都市計画ごみ処理施設建設事業	31	ノボパン木屑リサイクル事業	24
奈良県	シャープ天理事業所都市ガスCGS導入計画	14	(仮称)三和澱粉工業株式会社CGS導入計画	9
島根県	都市計画道路東津田連絡線・東津田下東川津線	37	(仮称)出雲汚泥再生処理センター整備事業	24
岡山県	美作岡山道路建設事業	56	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	13
広島県	廃棄物処理・リサイクル事業	22	福山リサイクル発電事業	20
山口県	徳山下松港新南陽地区埋立計画	38	日本製紙岩国工場産業廃棄物焼却施設	21
愛媛県	住友金属鉱山東予工場硫酸設備増強事業	17	富郷ダム工業用水取水整備計画	10
長崎県	隠岐カントリー倶楽部9ホール拡張事業	39	佐世保し尿処理施設整備事業	14
熊本県	益城台地土地区画整理事業	44	菊池市一般廃棄物最終処分場整備事業	25
大分県	大分製鐵所5コークス炉設置計画事業	19	し尿・浄化槽汚泥高度処理施設建設事業	18
宮崎県	延岡・西臼杵ブロック新ごみ焼却施設建設	39	新エネルギーボイラー設置	38
沖縄県	儀間川総合開発事業	57	ヤエネシア村開発計画	19
札幌市	屯田・茨戸通	36	真駒内滝野霊園拡張事業	25
仙台市	都市計画道路河内旗立線整備事業ほか	59	大年寺山テレビ放送所送信鉄塔建設	8
横浜市	(仮称)南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場埋め立て事業	18	(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業	7
川崎市	(仮称)川崎駅西口堀川町地区開発事業	20	(仮称)キャンパ柳町プロジェクト	9
名古屋市	名古屋市鳴海工場建設事業	49	東部丘陵線	21
京都市	京都大学桂団地整備事業	34	京都市高速鉄道東西線	20
大阪市	(仮称)ダイヤモンドシティ鶴見ショッピングセンター建設事業	16	大阪都市計画都市高速鉄道	11
広島県	玖谷埋立地拡張整備事業	55	出島埋立地区廃棄物処分場設置	33
北九州市	(仮称)新・新門司工場建設事業	25	天然ガスコージェネ発電設備建設事業	7
福岡市	(仮称)西南学院大学田尻グラウンド整備	37	福岡市葬祭場再整備事業	24

最長案件の中で最も手続き期間が長かった事業案件は、仙台市の「都市計画道路川内旗立線整備事業」と、「主要地方道仙台南環状線整備事業」(59 ヲ月)で、最も手続き期間が短かった事業案件は、奈良県の「シャープ天理事業所都市ガスコージェネレーションシステム導入計画」(14 ヲ月)である。

最短案件の中で最も手続き期間が長かった事業案件は、宮崎県の「新エネルギーボイラー設置」(38 ヲ月)で、最も手続き期間が短かった事業案件は、横浜市の「(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業」と、北九州市の「天然ガスコージェネ発電設備建設事業」(7 ヲ月)である。

表に記載している手続き期間に至った理由については、最長案件では、「他機関との協

議に時間を要し、準備書の提出が遅れたため【東京都】、「天然記念物に指定されている貴重な里山環境での事業であったため、また希少猛禽類の生息が確認されたため【仙台市】」、「事業の性格上、現況調査を1年にわたり実施したため【横浜市】」、「準備書についての市民意見があり、見解書手続きと公聴会手続きを取ったため【川崎市】」、「準備書作成の際に交通計画を策定するのに時間を費やしたため【大阪市】」、また表には記載されていないが、「渡り鳥の営巣調査を行ったため【三重県】」、以上のような理由が挙げられている。

最短案件では、「同一事業地で評価事例があったため【埼玉県】」、「既存データを使用したため【愛媛県】」、「農村活性化土地利用構想の関係上、制約があったため【沖縄県】」、「事業の性格上、現況調査等が短期間で済んだため【横浜市】」、「準備書についての市民意見がなく、見解書手続きと公聴会手続きがなかったため【川崎市】」、以上のような理由が挙げられている。

#### 5-4-2 方法書の手続き完了から準備書の提出までの期間

方法書の手続き完了から準備書の提出までの期間の、最長案件と最短案件を把握するため、アンケートに質問を設けた。事業案件を列記した結果を、表 5-6 に示す。ただし、準備書を提出した事業案件が複数あり、なおかつ手続き期間が月単位で異なる自治体のみ。

表 5-6 方法書の手続き終了から準備書の提出までの期間の最長案件と最短案件

	最長案件	期間(ヶ月)	最短案件	期間(ヶ月)
青森県	六ヶ所カントリークラブ増設	19	大平洋金属株式会社中期設備投資計画	2
岩手県	(仮称)第2クリーンセンター産業廃棄物焼却施設整備事業	17	岩手医科大学総合移転整備事業	12
福島県	あらかわクリーンセンター建替事業	29	小名浜動力プラント建設事業	4
埼玉県	武蔵浦和駅第3街区第一種市街地再開発事業	35	彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業	5
千葉県	(仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業	38	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置	12
東京都	ジョイフルホンダグローバルホームセンター瑞穂建設事業	34	(仮称)ダイヤモンドシティ立川・武蔵村山SC建設事業	1
神奈川県	相模興業採石場増設事業	29	日産先行開発センター建設事業	4
新潟県	宮元産業廃棄物最終処分場変更工事	38	No.3焼却炉設置事業	7
岐阜県	川浦分岐線新設工事	24	世界淡水魚園観覧車建設運営事業	3
愛知県	岡崎市新一般廃棄物処理施設	21	東部丘陵線	7
三重県	木曾岬干拓地整備事業	39	北勢沿岸流域下水道南部浄化センター2期建設工事	31
滋賀県	中部清掃組合ごみ処理施設整備事業	17	ダイハツ工業滋賀工場発電設備設置事業	3
大阪府	岸和田都市計画・貝塚都市計画ごみ処理施設建設事業	20	ノボバン木屑リサイクル事業	19
島根県	都市計画道路東津田連絡線・東津田下東川津線	24	新ごみ処理施設建設事業	18
岡山県	美作岡山道路建設事業	42	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	3
広島県	廃棄物処理・リサイクル事業	13	福山リサイクル発電事業	11
山口県	徳山下松港新陽地区埋立計画	31	日本製紙岩国工場産業廃棄物焼却施設	14
愛媛県	住友金属鉱山東予工場硫酸設備増強事業	12	富郷ダム工業用水取水整備計画	6
福岡県	福岡東部中核工業団地造成事業	11	九州カンツリ倶楽部春日原ゴルフ場移転事業	5
長崎県	隠岐カントリー倶楽部9ホール拡張事業	38	佐世保し尿処理施設整備事業	8
熊本県	九州産廃最終処分場拡張工事	26	菊池市一般廃棄物最終処分場整備事業	12
宮崎県	延岡・西臼杵ブロック新ごみ焼却施設建設	30	新エネルギーボイラー設置	29
沖縄県	儀間川総合開発事業	43	ヤエネシア村開発計画	7
札幌市	屯田・茨戸通	28	真駒内滝野霊園拡張事業	17
仙台市	都市計画道路河内旗立線整備事業ほか	41	大年寺山テレビ放送所送信鉄塔建設事業	1
横浜市	(仮称)南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場埋め立て事業	15	(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業	0
川崎市	武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業	4	(仮称)キャン柳町プロジェクト	1
名古屋市	名古屋市鳴海工場建設事業	34	東部丘陵線	7
京都市	京都大学桂団地整備事業	18	京都市高速鉄道東西線	6
大阪市	(仮称)IKEA鶴浜建設事業	21	大阪都市計画都市高速鉄道	3
広島市	玖谷埋立地拡張整備事業	41	安佐南工場建替事業	8
北九州市	(仮称)新・新門司工場建設事業	11	天然ガスコージェネ発電設備建設事業	1
福岡市	(仮称)西南学院大学田尻グラウンド整備	25	福岡市葬祭場再整備事業	8

最長案件の中で最も手続き期間が長かった事業案件は、沖縄県の「儀間川総合開発事業」(43ヶ月)で、最も手続き期間が短かった事業案件は、川崎市の「武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業」(4ヶ月)である。

最短案件の中で最も手続き期間が長かった事業案件は、三重県の「北勢沿岸流域下水道南部浄化センター2期建設工事」(31ヶ月)で、最も手続き期間が短かった事業案件は、横浜市の「(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業」(0ヶ月)である。

表に記載している手続き期間に至った理由については、最長案件では、「事業引継ぎがあったため【大阪市】」、最短案件では、「再実施の手続きのため【三重県】」、以上のような理由が挙げられている。東京都、埼玉県、仙台市、横浜市では先程記載した理由と、同様の理由である。

本来であれば、首長意見が述べられた後、調査・予測・評価が実施されるので、四季を

有するわが国においては、当該期間にかける目安が1年とされている。

しかし、川崎市においては、最長案件でも期間が5ヶ月と特に短く、また他の自治体においても、最短案件については、1年未満の事業案件が27団体で存在しており、早いものでは、首長意見が出された3日後に準備書を提出した事例（横浜市：「(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業」）もあるというのが実態である。

調査期間や事業の詳細を把握できていないので一概には言えないが、方法書の手続き完了から準備書の提出までの期間が1年未満の事業案件は、方法書の段階で、調査・予測・評価が行われている可能性が高いと考えられる。しかし、方法書の段階では、調査・予測・評価の計画について議論されることが、本来の趣旨であるので、首長意見が述べられた後、調査・予測・評価に入ることが望ましいといえる。

また、方法書の手続き完了から準備書の提出までの期間の最長・最短案件の約7割が、方法書の提出から評価書の手続き完了までの期間の最長・最短案件と同一事業案件であることから、この2つの手続き期間の関係性が大きいといえる。



### 5-4-3 準備書の手続き完了から評価書の提出までの期間

準備書の手続き完了から評価書の提出までの期間の、最長案件と最短案件を把握するため、アンケートに質問を設けた。事業案件を列記した結果を、表 5-7 に示す。ただし、準備書を提出した事業案件が複数あり、なおかつ手続き期間が月単位で異なる自治体のみ。

表 5-7 準備書の手続き終了から評価書の提出までの期間の最長案件と最短案件

	最長案件	期間(ヶ月)	最短案件	期間(ヶ月)
青森県	三菱製紙(株)八戸工場施設増設事業	6	大平洋金属株式会社中期設備投資計画	2
福島県	あらかわクリーンセンター建替事業	11	小名浜動力プラント建設事業	1
群馬県	中東京幹線一部増強工事事業	2	西上武幹線新設工事事業	1
埼玉県	朝露浄水場常用発電設備整備事業	6	彩の国資源循環工場整備事業	0
千葉県	(仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業	5	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置	1
東京都	国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線建設事業	9	ホームズ葛西店建設事業ほか	0
神奈川県	Y-HEART計画基盤整備事業	10	日産先行開発センター建設事業	1
新潟県	宮元産業廃棄物最終処分場変更工事	4	8号回収ボイラー設置事業	1
岐阜県	多治見市三の倉センター建設工事	24	コージェネレーションシステムボイラー及び冷凍機の設置事業	1
愛知県	豊田市新清掃工場設置	14	刈谷知立環境組合ごみ焼却施設更新	6
大阪府	岸和田都市計画・貝塚都市計画ごみ処理施設建設事業	11	ノボパン木屑リサイクル事業	6
鳥取県	(仮称)出雲汚泥再生処理センター整備事業	16	都市計画道路東津田連絡線・東津田下東川津線	1
岡山県	公共関与臨海部新処分場整備事業	3	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	1
愛媛県	住友金属鉱山東予工場硫酸設備増強事業	3	富郷ダム工業用水取水整備計画	1
長崎県	(仮称)横瀬LCAC施設建設事業	9	佐世保し尿処理施設整備事業	6
熊本県	益城台地土地区画整理事業	6	九州旅客鉄道鹿児島・豊肥本線連続立体交差事業	2
鹿児島県	鹿児島市小野土地区画整理事業	46	地域高規格道路南薩縦貫道	3
沖縄県	(仮称)水軍泡瀬ゴルフ場移設事業	7	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合ごみ処理施設整備事業ほか	1
仙台市	都市計画道路河内旗立線整備事業ほか	7	大年寺山テレビ放送所送信鉄塔建設事業	1
横浜市	(仮称)南本牧ふ頭第5ブロック廃棄物最終処分場埋め立て事業	2	(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業	0
川崎市	武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業	1	タケエイ川崎リサイクルセンター	0
名古屋市	名古屋都市圏高速鉄道第6号線	4	(仮称)名駅4丁目7番地区共同ビル建設事業	1
京都市	阪急京都線連続立体交差化事業	5	京都市高速鉄道東西線	1
大阪市	(仮称)ダイヤモンド見物センター建設事業ほか	2	大阪都市計画都市高速鉄道	1
広島市	出島埋立地区廃棄物処分場設置	10	玖谷埋立地拡張整備事業	2
北九州市	(仮称)新・新門司工場建設事業	11	天然ガスコージェネ発電設備建設事業	1
福岡市	福岡市葬祭場再整備事業	10	周船寺川都市基盤河川改修事業	5

最長案件の中で最も手続き期間が長かった事業案件は、鹿児島県の「鹿児島市小野土地区画整理事業」(46ヶ月)で、最も手続き期間が短かった事業案件は、川崎市の「武蔵小杉駅南口地区東街区第一種市街地再開発事業」(1ヶ月)である。

最短案件の中で最も手続き期間が長かった事業案件は、愛知県の「刈谷知立環境組合ごみ焼却施設更新」、大阪府の「ノボパン木屑リサイクル事業」、長崎県の「佐世保し尿処理施設整備事業」(6ヶ月)で、最も手続き期間が短かった事業案件は、埼玉県の「彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業」、東京都の「ホームズ葛西店建設事業」と「西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業」、横浜市の「(仮称)東洋薬科大学キャンパス新設事業」、川崎市の「タケエイ川崎リサイクルセンター」(0ヶ月)である。

表に記載している手続き期間に至った理由については、最長案件では、「事業実施に伴う、予算の関係で評価書の提出を行わなかったため【鹿児島県】」、「準備書の手続き後に追加調査を実施したため【沖縄県】」、以上のような理由が挙げられている。

最短案件では、「踏査、準備書の処理で十分時間をかけたため【埼玉県】」、以上のような理由が挙げられている。

#### 5-4-4 準備書段階での審査会の開催回数

準備書段階での審査会の開催回数の、最多案件と最少案件を把握するため、アンケートに質問を設けた。事業案件を列記した結果を、表 5-8 に示す。ただし、準備書段階の審査を終えた事業案件が複数あり、なおかつ手続き回数が異なる自治体のみ。事業案件名の横の（ ）内右側の数は、部会の開催回数を示す。

表 5-8 準備書段階での審査会の開催回数

	最 多 案 件	回 数	最 少 案 件	回 数
青森県	(仮称)西北五環境整備事務組合ごみ処理施設等整備事業	2	その他	1
東京都	イトーヨーカドー新亀有店SC建設事業(6,4)	6	わらべや日洋(仮称)新村山工場建設事業(3,2)	3
神奈川県	サントリービバレッジプロダクツ神奈川綾瀬工場建設事業	14	日産先行開発センター建設事業	10
岐阜県	川浦分岐線新設工事(2,1)	2	その他	1
愛知県	東部丘陵線(6,4)	6	刈谷知立環境組合ごみ焼却施設更新ほか(5,3)	4
三重県	木曾岬干拓整備事業(4,3)	4	鳥羽河内ダム建設事業(2,2)	2
奈良県	シャープ天理事業所都市ガスCGS導入計画	3	(仮称)三和澱粉工業株式会社CGS導入計画	2
長崎県	佐世保し尿処理施設整備事業	2	その他	1
宮崎県	延岡・西臼杵ブロック新ごみ焼却施設建設	4	新エネルギーボイラー設置	3
鹿児島県	地域高規格道路南薩縦貫道	2	鹿児島市小野土地区画整理事業	1
沖縄県	儀間川総合開発事業ほか	3	(仮称)ホワイトビーチ地区艦船し尿処理施設整備事業	2
仙台市	都市計画道路河内旗立線整備事業ほか	4	大年寺山テレビ放送所送信鉄塔建設事業	3
横浜市	(仮称)横浜金沢シンシアR・Cセンター建設事業	7	ジー・イーテクノス産業廃棄物処理施設設置事業	2
名古屋市	(仮称)空見スラッジリサイクルセンター建設事業(12,10)	12	(仮称)名駅4丁目7番地区共同ビル建設事業(5,3)	5
京都市	都市計画道路向島神足線(15,7)	15	京都大学桂団地整備事業(10,7)	10
大阪市	(仮称)中山エコメルトリサイクル事業(15,13)	15	(仮称)大阪府警察本部ヘリポート設置事業(5,3)	5

最多案件の中で最も開催回数が多かったのは、京都市の「都市計画道路向島神足線」(15 回うち部会 7 回)、大阪市の「(仮称)中山エコメルトリサイクル事業」(15 回うち部会 13 回)で、最も開催回数が少なかったのは岩手県、福島県、岡山県、広島県、北九州市、福岡市の、「すべての事業が 1 回」である。

最少案件の中で開催回数が最も多かったのは、神奈川県の「日産先行開発センター建設事業」(10 回)と、京都市の「京都大学桂団地整備事業」(10 回うち部会 7 回)である。

表に記載している開催回数に至った理由については、最多案件では、「重要なエリアでの道路事業であるため、委員からの意見、指摘等が多かったため【仙台市】」、以上のような理由が挙げられている。

最少案件では、「予測・評価項目が少なかったため【東京都】」、「評価項目が騒音、低周波音のみであったため【大阪市】」、以上のような理由が挙げられている。

評価項目が多く、また環境影響が比較的大きいと予想される事業ほど、開催回数が多くなると考えられる。

また、名古屋市、京都市、大阪市では、部会の開催回数が多いため、神奈川県では、部会を設置していなくても、1 回の審査会で同時に複数の事業案件の審査にあたるため、全体的に開催回数が増えていると考えられる。

#### 5-4-5 手続き期間の最長・最短案件、開催回数の最多・最少案件の事業種

手続き期間の最長・最短案件、開催回数の最多・最少案件の事業種を整理した結果を、表 5-9 に示す。

表 5-9 手続き期間の最長・最短案件、開催回数の最多・最少案件の事業種

	方法書～評価書		方法書～準備書		準備書～評価書		開催回数	
	最長	最短	最長	最短	最長	最短	最多	最少
廃棄物処理施設	12	13	13	12	10	9	6	4
工場・事業所	3	10	2	10	4	7	2	3
道路	4	0	4	0	2	2	3	0
各種土地造成	5	0	5	0	4	1	0	2
鉄道	0	4	0	4	2	3	1	0
レジャー施設	1	1	2	2	1	0	0	0
埋立て及び干拓	3	0	3	0	2	0	1	0
河川	1	0	1	0	0	1	1	1
土石採取	1	0	1	0	0	0	0	0
下水道終末処理施設	0	0	0	1	0	0	0	0
飛行場	0	0	0	0	0	0	0	1
その他施設等	3	5	2	4	2	4	2	2

方法書の提出から評価書の手続き完了までの期間、方法書の手続き完了から準備書の提出までの期間、準備書の手続き完了から評価書の提出までの期間、いずれの期間の最長案件、最短案件共に、廃棄物処理施設に関する事業が多いことがわかった。

また、道路、各種土地造成、埋め立て及び干拓に関する事業は、全体の手続き期間が長くなる傾向にあり、一方、工場・事業所や鉄道に関する事業については、手続き期間が短くなる傾向にあることがわかった。

廃棄物処理施設に関する事業については、最長案件、最短案件の数が近いので、方法書の提出から評価書の手続き完了までの期間の中の、最長案件と最短案件の内容を比較したところ、最短案件には既存の工場内における廃棄物処理施設の設置に関する事業が約 3 割を占めているという特徴が見られた。これらは工場の敷地内に設置するので、既存のデータを用い易いこと、また新たな土地造成などが比較的軽微であり、環境影響が大きくないことが理由と考えられ、結果として全体の手続き期間が短くなると考えられる。

工場・事業所に関する事業については、最短案件となるケースが多いが、この理由も廃棄物処理施設と同様の理由であると考えられる。

道路に関する事業については、事業の実施が周辺住民の生活環境や自然環境に与える影響が非常に大きいため、より慎重な調査・予測・評価がなされることが求められるので、結果として全体の手続き期間が長くなると考えられる。

埋め立て及び干拓に関する事業については、特に自然環境への影響が多大であり、また貴重生物種への影響も懸念されるため、調査に時間を要し、結果として全体の手続き期間が長くなると考えられる。

#### 5-4-6 審査会が方法書や準備書の大幅な修正、差し戻しを求めた事業案件

審査会が方法書や準備書の大幅な修正、差し戻しを求めた事業案件の、件数と事業名、またその理由を把握するため、アンケートに質問を設けた。

審査会が方法書の大幅な修正を求めた事業案件がある自治体は2団体あり、件数はいずれも1件である。

- ・岡山県 「落合浄化センター建設事業」

「山際に下水道終末処理場を建設するというもので、土地改変を最小限（山を削らないよう）にするため。事業者側も見直しを検討しており、準備書で反映させる予定。」

- ・沖縄県 「普天間飛行場代替施設建設事業」（法対象事業）

「記載されている事業内容等に不明な点が多く、審査が困難とされたため。」

当該事業は、同様の理由で審査会が手続きの凍結を求めた事業案件でもある。

#### 5-4-7 審査会が当該事業の実施について否定的な答申をした事業案件

審査会が事業の実施について否定的な答申をした事業案件の、件数と事業名、またその理由を把握するため、アンケートに質問を設けた。

審査会が否定的な答申をした事業案件がある自治体は2団体あり、件数はいずれも1件である。

- ・京都府 「大津市新清掃工場整備事業」

「対象事業計画の策定に至った検討の状況について、適切かつ十分な資料の提出がなされてこなかったため。」

- ・沖縄県 「普天間飛行場代替施設建設事業」（法対象事業）

「自然環境が豊かな地域に新たな基地を作ることになったため。」

以上の3事例については、アセスの手続きの不備をチェックし、環境影響を低減するという審査会の重要な役割を果たした、代表的な事例といえる。

#### 5-4-8 審査会答申を首長が拒否または修正をした経験

審査会答申を、首長が拒否または修正した経験とその理由を把握するため、アンケートに質問を設けた。事業案件名は追加確認。

審査会答申を、首長が修正をした経験がある自治体は1団体ある。

- ・沖縄県 「普天間飛行場代替施設建設事業」（法対象事業）

「環境保全の見地からの意見ではないもの、県の持つ法的権限から外れたものであったため。」

## 5-5 公開（公表）について

### 5-5-1 開催周知の方法と時期

開催周知の方法と時期を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果を図 5-7 に示す。ただし、会議を非公開としている 5 団体（奈良県は公開したことがあるため除く）と、はっきりした記憶がないという 1 団体を除く。

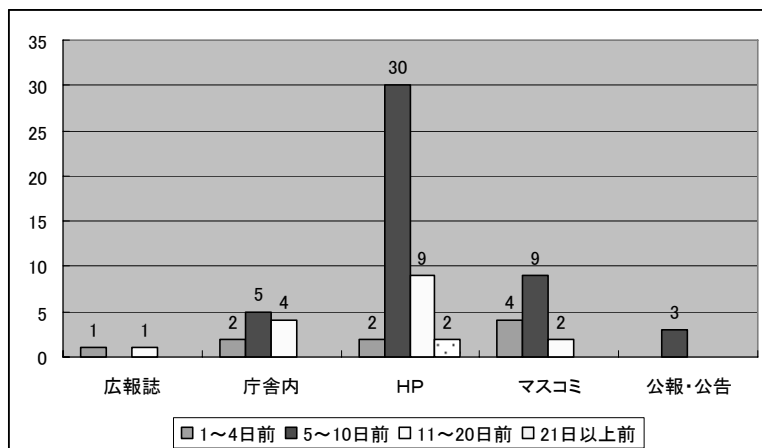


図 5-7 開催周知の方法と時期

開催周知の方法として最も多くの自治体で用いられている媒体は「ホームページ」で、43 団体(86%)で用いられている。次いで、「マスコミ（報道関係者への情報通知、プレスリリース、記者発表を含む）」が 15 団体(30%)、庁舎内の掲示が 11 団体(22%)、公報・公告が 3 団体(6%)、広報誌が 2 団体(4%)で、媒体として用いられている。

当該地域のアセスに関心のある人が、容易に情報を得る手段として用いるのがホームページであるため、また目にする機会が多いため、ホームページを媒体として用いている自治体が多いと考えられる。

また、開催周知を記者発表でしか行っていない自治体や、群馬県と静岡県（事前に傍聴希望があった場合に直接通知する）のように開催周知を特に行わない自治体も存在するが、会議を公開するのであれば、広く周知を行うことが望ましい。

また開催周知の時期については、媒体によって時期が異なる自治体も存在するが、「5～10 日前」に行うという自治体が最も多く、次いで「11～20 日前」、「1～4 日前」、「21 日以上前」の順である。

日程調整が行いやすく、また開催を知る機会も増えるため、周知の時期は早いほうが望ましい。

### 5-5-2 傍聴席の資料内容

傍聴席に準備している資料内容を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果を図 5-8 に示す。

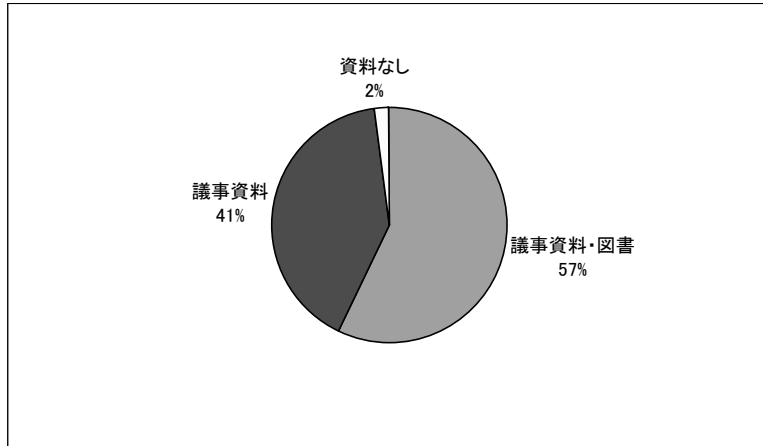


図 5-8 傍聴席の資料内容

傍聴席の資料内容については、「議事資料と図書（方法書など）」を準備しているという自治体が最も多く、該当する自治体が 29 団体(57%) がある。次いで、「議事資料」を準備しているという自治体が 21 団体(41%)、「特に準備していない」という自治体が 1 団体(2%) がある。

傍聴者にも会議の内容を把握してもらうために、議事資料と図書を準備している自治体が多いと考えられる。

議事資料のみ準備している自治体も多いが、図書を用いて質疑応答や説明が行われることもあるため、図書も準備されていることが望ましい。兵庫県では、議事資料と図書どちらも準備していなかったみたいだが、会議を公開するのであれば、せめて議事資料だけでも準備しておく必要がある。

また、この設問において、岐阜県だけでなく、岡山県、島根県、福岡県、鹿児島県でも、会議を非公開としていることがわかった。非公開の理由を尋ねたところ、「専門委員に意見を聴く形で行っており、会としての形態を取らないため」、「公開の必要性を迫られている状況にないため」、「審議検討過程であるため」、「審査会は、審査委員会の方に審議して頂くのが目的でもなく、合意形成の場でもなく、県が専門家の技術的な意見を伺う場であり、また途中の段階である審査会の時点と最終的な首長意見との間で、変な誤解を与えないため」との見解であったが、「傍聴人が出席していると、各委員が本音で議論をせず、建前のもっとも論に偏って、ある意味、形式的に会議が終了してしまうことがある」という意見も存在していることが確認できたので、これも会議を非公開としている理由の 1 つとして考えられる。

島根県を除く 4 団体では、議事録も非公開とされており、審査委員の意見がどの程度首

長意見に反映されているのか、また審査結果が妥当なものであるのかを判断する機会が、住民等に与えられていないが、最低限議事録が公開されることが望ましく、この点については今後改善が必要といえる。

この5団体以外では、奈良県が会議を原則非公開としている（議事録は公開）が、関心が高い会議については公開していることを確認した。

### 5-5-3 議事録の作成

議事録の作成方法を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果を図 5-9 に示す。ただし、議事録を非公開としている 4 団体を除く。

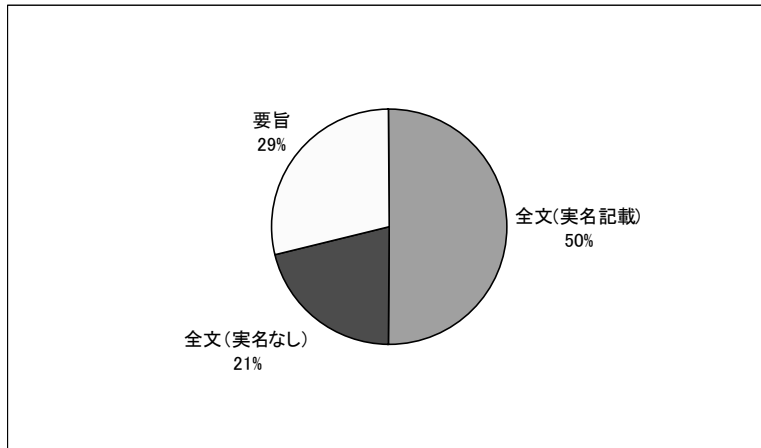


図 5-9 議事録の作成

議事録の作成方法については、「発言者ごとに発言者実名と発言内容をほぼ全文掲載する」という自治体が最も多く、該当する自治体が 26 団体(50%)ある。次いで、「議事ごとに議事要旨または発言要旨を掲載する」という自治体が 15 団体(29%)、「発言者ごとに発言内容をほぼ全文掲載する」という自治体が 11 団体(21%)ある。

発言者実名の記載有無にかかわらず、ほぼ全文掲載しているという自治体が多いことがわかった。

神奈川県では、委員からの要望により（要旨だとニュアンスが異なる部分もあるとの理由）、2006 年度末から、議事録を要旨から全文に変更したことを確認した<sup>5)</sup>。多くの自治体が、ほぼ全文を掲載している理由も、神奈川県と同様の理由であると考えられる。

また、「議事録に、発言者ごとに発言者実名と発言内容をほぼ全文掲載している」26 団体のうち、24 団体で発言者実名を記載した議事録を公開していることを、「議事ごとに議事要旨または発言要旨を掲載している」15 団体のうち、4 団体が発言者実名を記載した要旨を公開していることを、ホームページまたはヒアリングで確認した。

審査プロセスの透明性を確保するためには、発言者ごとに発言者実名と発言内容をほぼ全文掲載した議事録を作成、公開することが望ましく、今後このような自治体が増えていくことが望まれる。





#### 5-5-5 ホームページ上での審査会答申の公表

ホームページ上での審査会答申の公表の状況を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果は図 5-11 に示す。

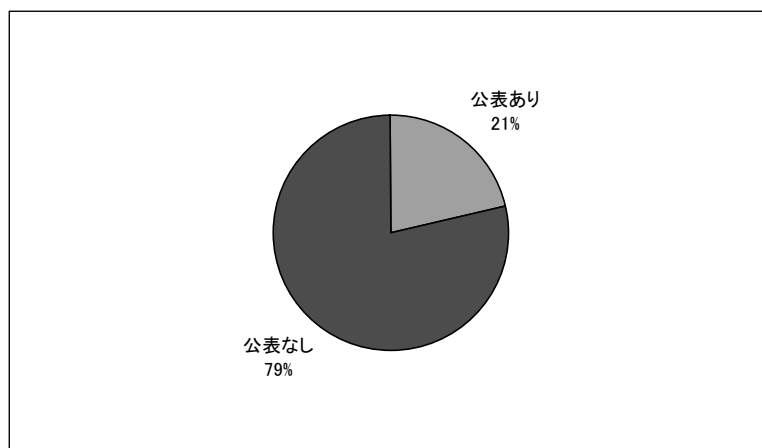


図 5-11 ホームページ上での審査会答申の公表

ホームページ上で審査会答申（意見）を「公表している」という自治体が 13 団体(23%)で、「公表していない」という自治体の 43 団体(77%)を下回る。

公表していない自治体のうち、7 団体では審査会答申という形を取っていないことを、また、それ以外の 36 団体では公開に応じるということ、アンケートまたはヒアリングで確認した。

審査会答申は、最終的な審査の結果であり、また首長意見の基となる重要なものであるため、容易に閲覧することができる、ホームページという媒体を用いて公表されることが望ましい。事業者が諮問元である場合は、特にその必要性が問われる。

表 5-11 ホームページ上で審査会答申を公表している自治体

青森県、埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、 熊本県、沖縄県、札幌市、名古屋市、大阪市
---

### 5-5-6 ホームページ上での図書の公表

ホームページ上での図書（方法書など）の公表の状況を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果を図 5-12 に示す。

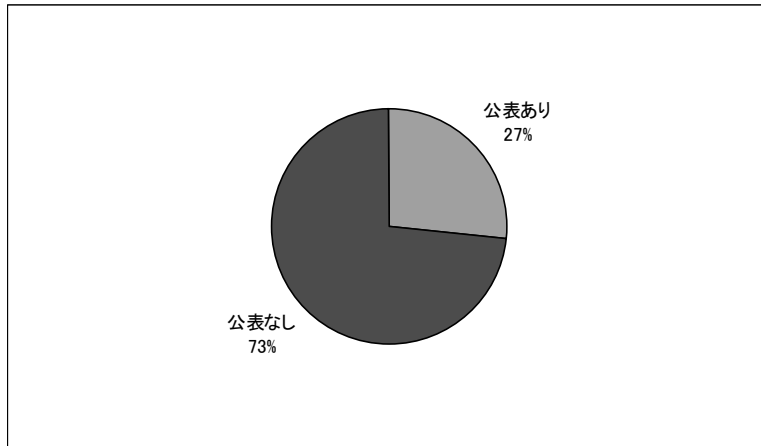


図 5-12 ホームページ上での図書の公表

ホームページ上で図書を「公表したことがある」という自治体が 15 団体(27%)で、「公表したことがない」という自治体の 41 団体(73%)を下回る。

図書については、作業の優先順位の問題だけでなく、著作権の問題を抱えていることや、自治体によっては、首長ではなく事業者が公告・縦覧する制度になっていることから、公表していない自治体が多いと考えられる。

しかし、図書は調査・予測・評価の内容が妥当なものであるか否かの判断を行う材料であるため、容易に閲覧することができる、ホームページという媒体を用いて公表されることが望ましく、今後公表する自治体が増えていくことが望まれる。

表 5-12 ホームページ上で図書を公表している自治体

	方法書	準備書	評価書	事後計画	事後報告
茨城県	○				
埼玉県	○	○	○		
東京都	○	○	○		
山梨県		○			
長野県	○	○	○		
三重県	○	○	○		○
京都府			○		
大阪府	○		○	○	
愛媛県	○	○	○		○
横浜市	○	○	○		
名古屋市	○	○	○		
京都市	○	○	○	○	
大阪市	○	○	○	○	
広島市	○	○	○		
北九州市	○	○	○		

注) 事後計画：事後調査計画書 事後報告：事後調査報告書

### 5-5-7 ホームページ上での委員名簿の公表

ホームページ上での委員名簿の公表の状況を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果を図 5-13 に示す。

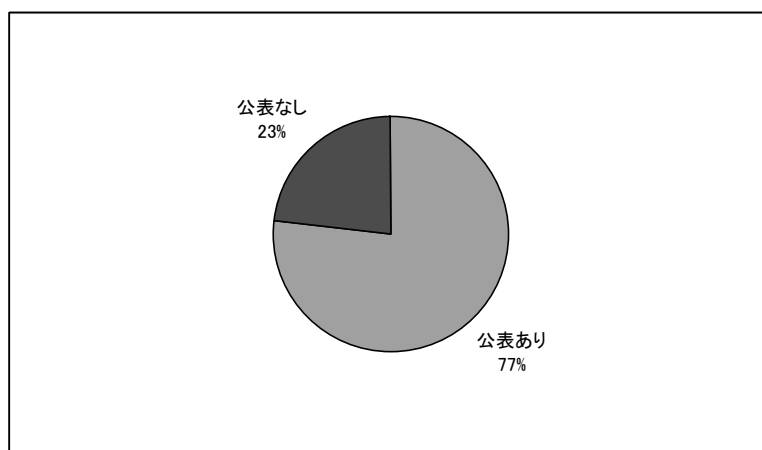


図 5-13 ホームページ上での委員名簿の公表

ホームページ上で委員名簿を「公表している」という自治体が 43 団体(71%)で、「公表していない」という自治体の 13 団体(29%)を上回る。

委員名簿を公表している自治体の中では、「委員名と所属を公表している」という自治体が最も多く、該当する自治体が 25 団体(58%)ある。次いで、「委員名、所属、専門分野を公表している」という自治体が 13 団体(30%)、「委員名、所属、担当項目を公表している」という自治体が 3 団体(7%)、「委員名、所属、専門分野、担当項目を公表している」という自治体が 2 団体(5%)ある。

委員名簿を公表していない自治体、専門分野または担当項目を公表していない自治体でも、公開に応じるということ、ヒアリングで確認した。

委員名簿は審査プロセスの透明性・妥当性を判断する材料であるため、容易に閲覧することができる、ホームページという媒体を用いて公表されることが望ましい。加えて、審査委員の専門分野も公表されればなお望ましい<sup>6)</sup>。

表 5-13 ホームページ上で委員名簿を公表していない自治体

北海道、岩手県、宮城県、栃木県、群馬県、千葉県、岐阜県、  
京都府、奈良県、福岡県、鹿児島県、仙台市、千葉市

### 5-5-8 議事録等の公開（公表）

会議、議事録、図書、審査会答申、委員名簿の公開及びホームページ上の公表の状況について整理した結果を、図 5-14 に示す。

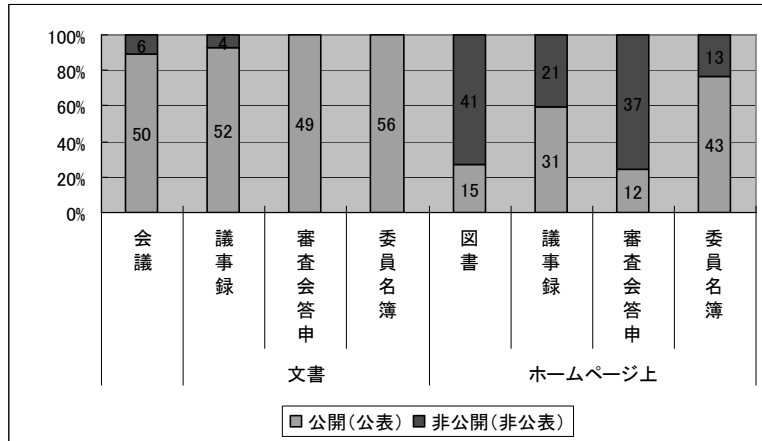


図 5-14 会議、議事録、図書、審査会答申、委員名簿の公開（公表）

会議を公開している自治体、議事録を公開している自治体は、順に 50 団体(91%)、52 団体(90%)で、公開していない自治体の 6 団体(9%)、4 団体(7%)をそれぞれ大きく上回り、審査会答申と委員名簿については、全ての自治体が公開している。

現在、ホームページ上で議事録を公表している自治体は 31 団体(60%)あり、議事録を公開している自治体の約 6 割が、ホームページ上でも議事録を公表していることになる。

ホームページ上で図書を公表している自治体、審査会答申を公表している自治体は、順に 15 団体(27%)、13 団体(23%)と少ないのに対し、一方、委員名簿を公表している自治体は 43 団体(77%)と、ホームページ上での公表に関する 4 項目の中では最も多い。

ホームページ上での公表については、インターネットが普及している中、議事録、審査会答申、図書、委員名簿いずれも 100%を達成できておらず、図書と審査会答申については、公表している自治体の割合が特に低い。

ホームページ上での議事録や図書等の公表については、開催周知や図書の公告・縦覧等の情報より作業の優先順位が低いため、また著作権や制度の問題を抱えているため、普及していないと考えられ。

しかし、ホームページという媒体を用いて情報公開を積極的に行うことは、審査プロセスの透明性・妥当性を判断する機会を増やすことにつながるため、アセス手続きに関する情報は、自治体のホームページ上で一括して閲覧できる状態にあることが望ましいといえる。

## 5-6 審査体制について

### 5-6-1 審査委員の人数

審査委員の人数を把握するため、アンケートに質問を設けた。各自治体の審査委員の人数を、表 5-14 に示す。

表 5-14 審査委員の人数

審査委員数	団体数	該当団体
28人	1	愛知県
25人	1	岐阜県
23人	1	兵庫県
21人	1	東京都
20人	7	青森県、神奈川県、三重県、滋賀県、徳島県、川崎市、名古屋市
19人	3	埼玉県、大阪府、神戸市
18人	2	千葉県、北九州市
17人	1	福井県
16人	5	広島県、千葉市、京都市、大阪市、広島市
15人	13	北海道、岩手県、群馬県、新潟県、山梨県、静岡県、京都府、高知県、福岡県、佐賀県、札幌市、仙台市、横浜市
14人	4	茨城県、長野県、香川県、福岡市
13人	5	宮城県、栃木県、富山県、石川県、熊本県
12人	4	奈良県、島根県、大分県、沖縄県
11人	2	山形県、鹿児島県
10人	4	福島県、岡山県、愛媛県、宮崎県
9人	2	山口県、長崎県

審査委員の人数については、「11～15人」という自治体が最も多く、該当する自治体が31団体(55%)ある。次いで「16～20人」という自治体が15団体(27%)、「10人以下」の自治体が6団体(11%)、「21人以上」の自治体が4団体(7%)ある。

審査委員数の最多は愛知県の「28人」、最少は山口県と長崎県の「9人」と、選任数に大きな開きがあることがわかった。また、平均は16人であった。

愛知県、岐阜県、兵庫県、東京都、青森県、滋賀県、名古屋市などの、審査委員が比較的多い自治体では、事業案件ごとに部会を設置して審査にあたる傾向にある。

### 5-6-2 自都道府県市に在勤または在住の審査委員の占める割合

自都道府県市（政令指定都市は道府県も含める）に在勤または在住の審査委員の占める割合を把握するため、アンケートに質問を設けた。回答結果を図 5-15 に示す。

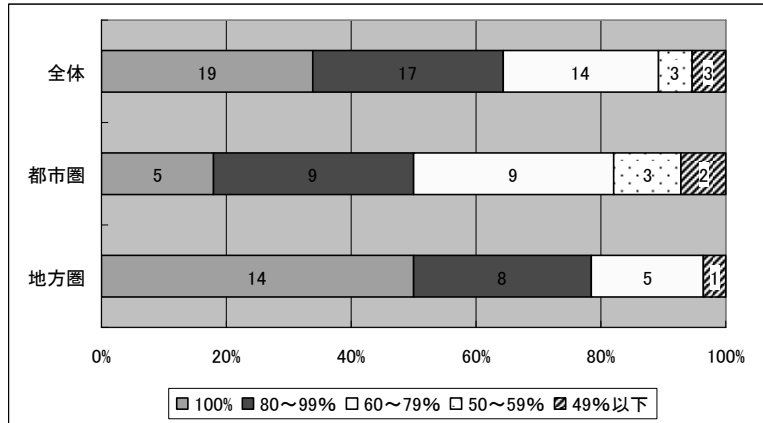


図 5-15 自都道府県市に在勤又は在住の審査委員の割合

全国では、在勤または在住の審査委員の割合が「100%」という自治体が最も多く、該当する自治体が 19 団体(34%)ある。次いで、「80~99%」という自治体が 17 団体(30%)、「60~79%」という自治体が 14 団体(25%)、「50~59%」、「49%以下」という自治体が 3 団体(5%)ある。

在勤または在住の審査委員の割合の平均は 83%と、審査委員が当該地域の専門家の中から選任される傾向にあることがわかった。当該地域に詳しく、自治体との接点が多いことに起因していると考えられる。

在勤または在住の審査委員の割合が、埼玉県のように 32%と低い自治体も存在するが、当該地域に詳しく、また当該地域の代表としての責任を負うという意味でも、審査委員は当該地域の専門家の中から選任されることが望ましい。ただし、当該地域内での委員の確保が困難であるという悩みを抱えている団体も存在するので、この点については今後の課題といえる。

都市圏では、在勤または在住の審査委員の割合が「80~99%」、「60~79%」という自治体が最も多く、該当する自治体が 9 団体(32%)ある。次いで、「100%」という自治体が 5 団体(18%)、「50~59%」という自治体が 3 団体(11%)、「49%以下」という自治体が 2 団体(7%)ある。在勤または在住の審査委員の割合の平均は 70%であった。

地方圏では、在勤または在住の審査委員の割合が「100%」という自治体が最も多く、該当する自治体が 14 団体(50%)ある。次いで、「80~99%」という自治体が 8 団体(29%)、「60~79%」という自治体が 5 団体(18%)、「49%以下」という自治体が 1 団体(4%)ある。在勤または在住の審査委員の割合の平均は 89%であった。

都市圏には、隣接する都府県に大学などの研究機関が多く存在し、評価項目により適した専門家を選任できる環境にあるため、在勤または在住の審査委員の割合が、地方圏より

低いと考えられる。また、反対運動があった時に危ないから、隣の県の専門家と交換し合っているという実態もあることから<sup>7)</sup>、これも理由の1つとして考えられる。

### 5-6-3 審査会のメンバーの実態と理想

現在の審査会のメンバーを把握するため、また、審査会を組織するにあたり、選任されていることが望ましいと行政担当者が考えているメンバーを把握するため、アンケートに質問を設けた。現在の審査会のメンバーについて整理した結果を図 5-16 に、メンバーの実態と理想を合わせて整理した結果を図 5-17 に示す。

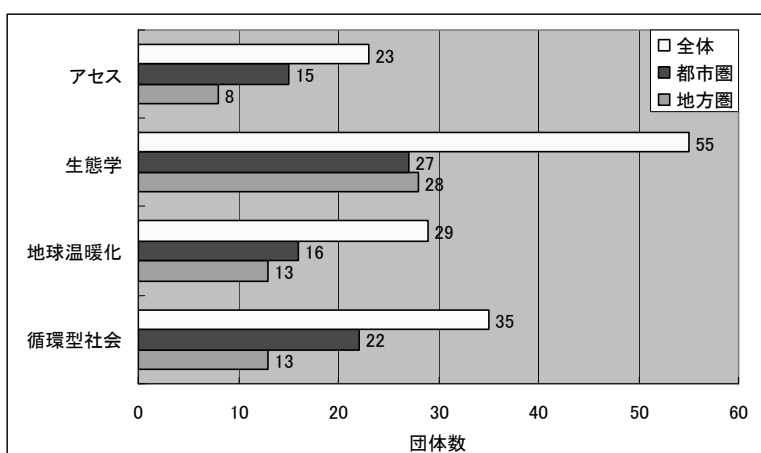


図 5-16 アセス、生態学、地球温暖化、循環型社会の専門家の選任数の選任数

はじめに、「アセス法やアセス制度」、「生態学」、「地球温暖化」、「循環型社会やゼロ・エミッション（廃棄物）」を主たる専門分野とする者と、「公募委員」を回答項目に設けた理由を説明する<sup>6)8)</sup>。

「アセス法やアセス制度を主たる専門分野とする者（以下、アセスの専門家とする）」については、アセスには横断的な視野が必要とされるため、選任されていることが望ましいと考えられる。

「生態学を主たる専門分野とする者（以下、生態学の専門家とする）」については、現在は自然環境について考える際、種のレベルでなく、かつ貴重か貴重でないかに係わらず、生物生存の土台としての水環境や生物同士の競争・食物連鎖を考慮すべきということになっているため、また「自然との触れ合い」が新たにアセスの対象になったため、選任されていることが望ましいと考えられる。

「地球温暖化（温室効果ガスなど）を主たる専門分野とする者（以下、地球温暖化の専門家とする）」と、「循環型社会やゼロ・エミッション（廃棄物）を主たる専門分野とする者（以下、循環型社会の専門家とする）」については、「地球環境」が新たにアセスの対象



になったのに伴い、地球温暖化やゼロ・エミッションの考察が必要になったため、選任されていることが望ましいと考えられる。

「公募委員」については、専門家とは違った見方・意見があることに期待できるため、またわかりやすい図書を作成するため、選任されていることが望ましいと考えられる。

回答結果については、現在の審査会に「生態学の専門家」が選任されている自治体が最も多く、該当する自治体が 55 団体（うち都市圏が 27 団体、地方圏が 28 団体）（98%）ある。次いで、「循環型社会の専門家」が 35 団体（うち都市圏が 22 団体、地方圏が 13 団体）（63%）で、「地球温暖化の専門家」が 29 団体（うち都市圏が 16 団体、地方圏が 13 団体）（52%）で、「アセスの専門家」が 23 団体（うち都市圏が 15 団体、地方圏が 8 団体）（41%）で、それぞれ選任されている。

アセスの調査審議にあたるための審査会であるのに、アセスの専門家が選任されている自治体が 23 団体と、半数にも達しておらず、全体的に見ても、生態学以外の専門家が選任されている自治体が多くないことから、アセス手続きを総合的な視点からチェックできる体制が、十分に整えられていない状況にあることがわかった。

また、アセスの専門家や循環型社会の専門家が選任されている自治体は、特に都市圏に多く、地方圏の倍に近いことがわかった。都市圏の専門家の数が、地方圏に比べて多いことに起因していると考えられる。

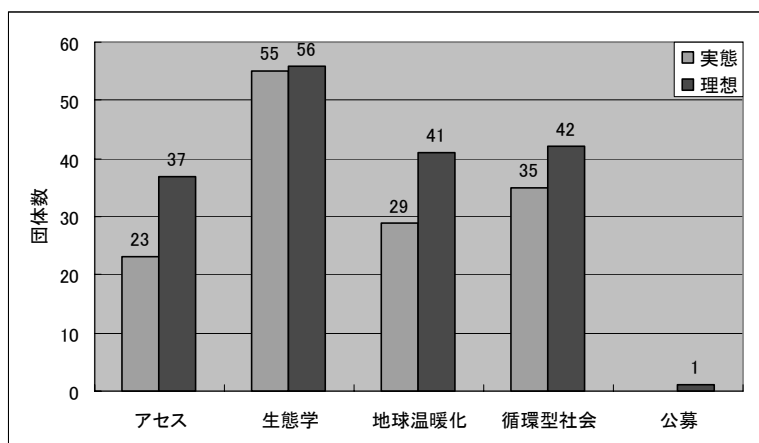


図 5-17 メンバー選任の実態と理想

審査会に選任されていることが望ましいと行政担当者が考えているメンバーについては、「生態学の専門家」を選択している自治体が最も多く、該当する自治体が 56 団体（100%）ある。次いで、「循環型社会の専門家」が 42 団体（75%）で、「地球温暖化の専門家」が 41 団体（73%）で、「アセスの専門家」が 37 団体（66%）で、「公募委員」が 1 団体（2%）で選択されている。

生態学を除く 3 分野の専門家については、4 分の 1 以上の自治体が特に必要と考えていないことが、公募委員については、ほとんどの自治体が特に必要と考えていないことがわ

かった。

また、メンバー選任の実態と理想に開きがあることから、審査委員の選任が理想通りにはいかない状況であることが窺え、アセスの専門家を望む行政担当者からは、「アセスに係わる学識経験を有する人材の絶対数が少ない」という意見が出されている。

アセスについては、「審査委員のアセス制度に対する理解度が高くないので、審査会内部のバランスを取るため」、「法律に関わるので行政担当者だけで対応することが難しいため」、「技術指針や新制度等についての意見を聴くことがあるため」、以上のような理由から、行政担当者は専門家が選任されていることが望ましいと考えている。一方、専門家が特に必要と考えていない理由として、「審査にあたる全委員がアセスを把握及び理解しており、法の最新の知見についても知っているため」、「担当部局の役割であると考えているため」、以上のようなことが挙げられているが、制度を熟知しているアセスの専門家は、意見の取りまとめ役を担うのに適任であることから、選任されていることが望まれる。

地球温暖化の専門家については、「温暖化対策という局所的な判断のみにあたるどころまでは必要ないと考えているため」、特に専門家が必要とは考えていないとのことであった。

アセス、地球温暖化、循環型社会については、4分の1以上の自治体が、行政担当者で十分対応できる分野、また局所的な判断まで必要としていない分野と考えており、特に専門家が必要とは考えていないが、事業案件ごとに必要となる専門家であり、また中立性・学術性という観点から、選任されていることが望まれる。

公募委員については、高度の専門的な知識が要求されるアセスの審査会では、特に必要とされておらず、唯一選任されていることが望ましい者として選択した自治体は、平成18年12月1日付で就任している川崎市であり、過去に公募委員を採用したことがある埼玉県ではなかった。

公募委員という形で選任することが難しいのであれば、せめて、一般の人にもわかりやすい図書を作成するために、図書のチェック委員として選任する試みがあってもよい。

次に、「アセス」、「生態学」、「地球温暖化」、「循環型社会」の以上4分野のうち、現在の審査会に何分野の専門家が選任されているか整理した。回答結果を図5-18に示す。

全国では、3分野の専門家が選任されている自治体が最も多く、該当する自治体が20団体(36%)ある。次いで、1分野の専門家が選任されている自治体が14団体(25%)、4分野の専門家が選任されている自治体が12団体(21%)、2分野の専門家が選任されている自治体が10団体(18%)ある。

都市圏では、3分野の専門家が選任されている自治体が最も多く、該当する自治体が10団体(36%)ある。次いで、4分野の専門家が選任されている自治体が9団体(32%)、2分野の専門家が選任されている自治体が5団体(18%)、1分野の専門家が選任されている自治体が4団体(14%)ある。

地方圏では、3分野の専門家が選任されている自治体と、1分野の専門家が選任されている自治体が最も多く、該当する自治体が10団体(36%)ある。次いで、2分野の専門家が選任されている自治体が5団体(18%)、4分野の専門家が選任されている自治体が3団体(11%)ある。

都市圏のほうが、地方圏に比べて、4分野または3分野の専門家が選任されている自治体の割合が高いことがわかった。都市圏の専門家の数が、地方圏に比べて多いことに起因していると考えられる。

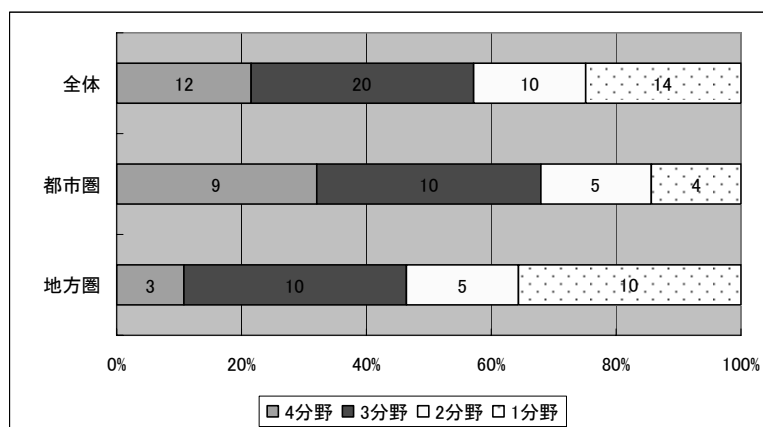


図 5-18 各自治体における専門家（アセス、生態学、地球温暖化、循環型社会）の選任数

#### 5-6-4 公募委員の採用

公募委員の採用に関する状況を把握するため、アンケートに質問を設けた。

公募委員の採用については、「採用を検討したことがない」という自治体が 52 団体(93%)と圧倒的に多いが、「過去に採用を検討したことがあるが実施に至らなかった」という自治体が 2 団体(4%)、「過去に採用したことがある」、「次期審査会から採用する」という自治体も 1 団体(2%)ある。

実施に至らなかった、新潟県と佐賀県に理由を尋ねたところ、「審査委員は高度の知識を有した専門家であり、公の立場で意見を言える人であることが必要と考えているため」、「選定基準、特に技術面でどの程度の知識を有するのかが問題で、断る際にも技術面で何が不足しているのか説明責任も負うので、その辺の判断基準を持ち合わせていないため」とのことであった。

一方、採用に至った理由については、埼玉県では、「アセスへの積極的な住民参加を促すため」、川崎市では、「専門家とは違った見方・意見があることに期待したため、一般の人にもわかりやすい図書を作るため、アセスへの積極的な住民参加を促すため」とのことであった。

#### 5-6-5 審査委員の任期満了前の辞任

審査委員の任期満了前の辞任の状況を把握するため、アンケートに質問を設けた。

審査委員が任期満了前に辞任したことがある自治体が 23 団体(44%)で、辞任したことがない自治体の 29 団体(56%)を下回る。

辞任の理由については、病気や転勤がほとんどだが、唯一福岡市では、審査委員の提案が評価書に反映されなかったため、辞任した審査委員がいたことがわかった。

## 5-7 行政担当者の意見

審査会を運営する際の留意点や問題点、また審査会に対する要望を把握するため、アンケートに質問を設けた。結果は以下のとおりである。

### 〈留意点〉

- ・女性についても積極的に選考するように努めている【北海道、京都市】
- ・いつでも委員の意見を聴けるようにしている【群馬県】
- ・案の段階での担当部局の事前審査、指導【茨城県】
- ・円滑な議事進行【千葉県、東京都】
- ・資料作成、説明方法等について事業者に対し、協議指導【千葉県】
- ・日程調整【石川県、熊本県、千葉市】
- ・事業者住民との間で不公平にならないことに留意【山梨県】
- ・会議開催前に関係資料を配布し、事前に目を通してもらう【静岡県】
- ・事業者が十分な資料を提示するよう指導【京都府】
- ・論点・争点となる事項について、集中的に審議【神戸市】
- ・住民、市町村長、審査会、関係課の意見を踏まえて、事務局で知事意見案を作成し、これを審査会に諮っているが、意見が偏らないよう留意【岡山県】
- ・生活環境、自然環境等の分野ごとに委員を配置【香川県】
- ・専門性がアセスになじむものかどうか【佐賀県】
- ・事業の内容を理解して頂くように、説明会や現地視察の開催方法に留意【熊本県】
- ・新任委員に対して、案件の審議経過等について十分な説明を行ったうえで、意見をもらうよう努めている【大分県】
- ・審査会を毎月第2金曜開催と定例化することで、委員のスケジュールを事前にとることにしている【沖縄県】

〈問題点〉

- ・ 専門家が少ない分野もあり選考に苦慮【北海道】
- ・ アセスのことをあまり知らない委員がいる【群馬県】
- ・ 各委員がそれぞれの分野の専門家であるため、意見を取りまとめる際のトータルコーディネータ的な役割を担う委員がいない【栃木県】
- ・ 委員の出席率が高くない【静岡県、横浜市】
- ・ 案件が多く、開催回数が増加傾向にある【横浜市】
- ・ 自県内における専門家の不足【山梨県、香川県】
- ・ 諮問元が、審査会の事務局を行っていること【三重県】
- ・ アセスに係わる学識経験を有する人材（特に女性）の絶対数が少ない【京都市】
- ・ 方法書の審査から準備書の審査までの期間が長いため、その間に委員が改選されることが多い【熊本県】
- ・ 任期切れに伴う後継者不足【沖縄県、千葉市、京都市】

〈要望〉

- ・ 専門以外の分野についても意見を出してほしい【静岡県】
- ・ できるだけ多くの委員に出席してもらい、多くの意見を出してもらいたい【福岡県】

留意点、問題点、要望が特にないという自治体も存在するが、以上のような行政担当者の意見は、どの自治体においても共通のものであると考えられる。

【引用・参考文献】

- 1) 山梨県森林環境部みどり自然課  
： Re: アンケートにご協力頂きありがとうございました，2006-12-01，公式文書
- 2) 大分県生活環境部生活環境企画課環境政策班  
： Re: アンケートにご協力頂きありがとうございました，2006-11-24，公式文書
- 3) 滋賀県琵琶湖環境部環境管理課 <DE00@pref.shiga.lg.jp> : Re: 環境影響評価制度についての質問，2006-05-08，公式文書
- 4) 神戸市環境局環境審査室  
： Re: アンケートの回答についての確認，2006-11-24，公式文書
- 5) 横浜市環境創造局環境保全部環境影響評価課，2007-01-15、私信
- 6) 島津康男 : Re: 審査会の運営に関する質問，2006-12-08，私信
- 7) 島津康男：講座版「市民からの環境アセスメント」(第二版)  
<[http://www.jsia.net/2\\_activity/contribution/contribution\\_051220.pdf](http://www.jsia.net/2_activity/contribution/contribution_051220.pdf)>，2007-01-05
- 8) 島津康男，地方公共団体の環境影響評価条例の動向，環境技術，28(6)，385-395，(1999)
- 9) 環境省総合環境政策局環境影響評価課：環境影響評価情報支援ネットワーク，  
<<http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>>

# 第6章

## 研究のまとめ



## 第6章 研究のまとめ

本章では、分析結果と考察、結論、今後の課題について述べる。

### 6-1 分析結果と考察

#### 【審査会への諮問】

- ・ アセス手続きの中で特に重要といえる、技術指針、方法書、準備書の審査にあたる際は、ほとんどの自治体が審査会へ諮問しているのに対し、一方、評価書と事後調査報告書については、審査会へ諮問している自治体が一部であることがわかった。

#### 【行政担当者数と事業案件数】

- ・ 行政担当者が「1人」という自治体が16団体と最も多く、また「1～3人」という自治体が全体の約7割を占めていることから、全体的に担当者の数が少ないことがわかった。担当者数の最多は東京都の「16人」で、平均は3人であった。
- ・ 事業案件数（平成13年度以降）については、東京都の「35件」が最多で、それに次ぐ福島県と沖縄県の「16件」の倍以上ある。また、都市圏における平均が7件で、地方圏の5件を上回ることから、条例第1種事業については都市圏で行われることが多いことがわかった。

#### 【審査のプロセス】

- ・ 方法書、準備書段階共に、「毎回出席している」、「ほとんど出席している」という自治体が6割以上を占めているが、「出席していない」という自治体も7団体存在した。審査委員と事業者の間で直接質疑応答がなされるほうが、審査が効率的に進むと考えられるので、今後質疑応答に事業者が出席する自治体、及び出席頻度が増えていくことが望まれる。
- ・ 現地視察は方法書または準備書の段階でのみ行い、事業着手後は行わない傾向にあることがわかった。方法書や準備書の審査が特に重要といえるので、その段階での審査に反映させるため、ほとんどの自治体がどちらかの段階で現地視察を実施していると考えられる。工事施工段階以降に現地視察を実施している自治体は、埼玉県など一部であるが、事後調査の確認のため、予測の正当性の確認のため、保全措置の確認・評価のため、またその経験から得られた情報を今後の審査・制度に反映させるために実施されることが望ましく、今後実施する自治体が増えていくことが望まれる。

### 【審査結果】

- 方法書の手続き完了から準備書の提出までの期間が、1年未満の事業案件が少なくとも27団体で存在し、首長意見が述べられた3日後に準備書が提出された事例も存在した。方法書の段階で、調査・予測・評価の大部分を実施していると考えられる事例も存在するが、方法書の段階では、それらの計画について議論されることが、本来の趣旨であるので、首長意見が述べられた後、調査・予測・評価に入ることが望ましいといえる。
- 方法書の大幅な修正または事業の凍結を求めた事業案件、当該事業に対する否定的な答申をした事業案件が、3件と少ないが存在した。
- 道路、各種土地造成、埋め立て及び干拓に関する事業は、全体の手続き期間が長くなる傾向にあることがわかった。一方、工場・事業所や鉄道に関する事業については、手続き期間が短くなる傾向にあることがわかった。

### 【公開（公表）】

- ほとんどの自治体が、会議または議事録を公開している中、どちらも非公開としている自治体が4団体存在した。
- 発言者ごとに発言者実名と発言内容をほぼ全文掲載した議事録を、作成・公開している自治体は半数に満たないが、審査プロセスの透明性を確保するためには、上記のような議事録の公開が望ましいといえる。
- ホームページ上で開催周知を行う自治体が多いのに対し、ホームページ上で議事録や図書等を公表している自治体が意外と多くないことがわかった。作業の優先順位が低いことや担当者の不足という問題、また図書については、著作権や制度の問題を抱えていることに起因していると考えられる。しかし、行政が窓口となり、アセス手続きに関する情報を、自治体のホームページ上で一括して閲覧できる体制を整え、利便性を図ることは、審査プロセスの透明性・妥当性を判断する機会を増やすことにつながるため、今後公表する自治体が増えていくことが望まれる。

### 【審査体制】

- ・ 審査委員は、在勤・在住者の中から選任される傾向にあるが、これは当該地域に詳しく、自治体との接点が多い専門家という点で望ましいことである。しかし、アセス、地球温暖化、循環型社会の専門家が選任されている自治体は少ないことが明らかとなり、特に専門家の数が不足している地方圏においては、チェック体制が手薄な傾向があり限界も見られた。
- ・ 審査会メンバー選任の実態と理想に開きがあることから、審査委員の選任が理想通りにはいかない状況であることが窺え、アセスの専門家を望む行政担当者からは、絶対数が少ないとの意見が出されている。アセスについては、行政担当者が専門家の役割を担うことができるとの意見もあるが、制度を熟知しているアセスの専門家は、意見の取りまとめ役を担うのに適任であることから、選任されていることが望まれる。
- ・ アセスの審査委員には高度の専門的知識が要求されるため、ほとんどの行政担当者が、公募委員の必要性は低いと判断している。審査会のメンバーとして公募委員を採用した実績は少なく、過去に採用したことのある埼玉県と現在採用している川崎市の2団体のみであった。公募委員を入れることの意義や効果については、採用実績のある自治体の結果を踏まえて、今後検討していくことが必要と考えられる。

## 6-2 結論

本研究では、以下の結論を得た。

1. 技術指針、方法書、準備書はアセス手続きを進める上で特に重要といえ、多くの自治体が毎回審査会へ諮問している中、一部諮問していない自治体が存在するが、審査会による中立的・学術的な立場からの審査が必要なことから改善が必要といえる。
2. 方法書と準備書の両段階で、現地視察を実施しないことが多い自治体が 4 団体存在するが、より効果的にアセスを実施するには、現地視察をできるだけ審査の早い段階で実施することが望ましいといえる。
3. 審査会への諮問と現地視察の実施に関する実態調査から、評価書段階以降に審査会が関与する機会（自治体）が少ないことがわかった。
4. 会議、議事録共に非公開の 4 団体、及び、ホームページ上での公表は改善が必要であり、公正で透明な審査を進めるためには、公開と公表の充実を図っていくことが求められる。
5. 審査会メンバーについては、アセスの専門家が選任されていない自治体が多かった。行政担当者もこの点を問題視していることが明らかとなり、アセス手続きを総合的にチェックするという観点から改善が必要といえる。

### 6-3 今後の課題

本研究では、調査対象が全国であったため、アンケート調査による運営実態の把握を行ったが、アンケート調査ゆえ、審査委員の選任過程や審査委員個人の資質といった核心に触れる部分まで把握することはできなかった。しかし、審査委員は、審査を行う当事者であるため、審査委員の選任次第で審査会の質も大きく異なると考えられるので、調査対象を絞り、その部分の実態を把握することが今後の課題である。

また、手続き期間に関する質問を設けたが、手続き期間が、調査・予測・評価を行う上で妥当なものであるか否かの判断を行うことは、個々の事業の詳細を把握できていないと難しいので、調査対象を絞り、個々の事業の詳細を把握することが今後の課題である。

# 謝辭

## 謝辞

本研究を進めるにあたり、丁寧なご指導を頂いた錦澤先生には心から感謝しております。研究の進め方やまとめ方など、終始に渡り適切な助言を頂いたおかげで卒論を書き上げることができました。研究の立案段階から多くのご指導を頂き、また研究を進める過程において作業が進まず悩んでいた時に、親身に相談に乗って下さいました。卒論を無事書き上げることができたのは、錦澤先生のお力添えがあつてのことだと思ひます。

また、アンケート調査票作成段階において、大変貴重なご意見を頂いた島津康男先生、量も多く内容も複雑なアンケート調査に丁寧にご回答頂き、その後の度々の追加質問にもご回答頂いた各自治体の担当者の方には、深く感謝しております。

査読をして頂いた石川先生には、自分では気が付かなかつた点をご指摘頂いたことに、深く感謝しております。

そして、同じ錦澤研究室の梶山さん、佐藤君、曾我君、田中さん、戸嶋君、橋本さん、みんなと同じ研究室で本当によかつたと思ひています。ゼミ旅行や鍋パーティーなど、季節ごとに楽しいイベントがあつて、1年半の間にいろいろな思い出を作ることができたし、みんながいたからこそ、ここまで研究を頑張つて来られたのだと思ひます。だから、みんなには本当に感謝しています。

最後にもう一度、この研究をするにあたりお世話になつた皆様方に、心より感謝したいと思ひます。

2007年2月22日

藤井康博

## 添付資料



## 添付資料目次

首長意見と審査会への諮問（規定内容）	1
アンケート調査票	2
アンケート調査の結果（注：問1と問7の調査結果については本論参照）	14
問2 審査会への諮問（評価書・事後調査報告書）	14
問3 審査のプロセスと決定方法	15
問4 公開（公表）	16
問5 審査体制	17
問6 部会の設置	18

首長意見と審査会への諮問(規定内容)

(○:義務規定 △:裁量規定 ×:規定なし)

	技術指針	方法書		準備書		評価書		事後調査報告書			
	諮問	意見	諮問	意見	諮問	意見	諮問	意見	諮問		
都道府県	北海道	×	○	×	○	○	△	×	△	×	
	青森県	○	○	○	○	○	△	×	△	△	
	岩手県	○	○	○	○	○	×	×	△	△	
	宮城県	○	○	○	○	○	×	×	△	△	
	山形県	○	○	○	○	○	×	×	△	△	
	福島県	○	○	△	○	△	△	△	△	×	
	茨城県	○	○	○	○	○	×	×	△	△	
	栃木県	○	○	○	○	○	×	×	△	×	
	群馬県	○	○	○	○	○	×	×	△	△	
	埼玉県	○	△	△	○	○	×	×	△	△	
	千葉県	○	○	○	○	○	△	×	△	×	
	東京都	○	○	○	○	○	×	×	△	○	
	神奈川県	○	○	○	○	○	×	×	△	×	
	新潟県	○	○	○	○	○	×	×	△	×	
	富山県	○	○	△	○	○	△	○	△	○	
	石川県	○	○	○	○	○	×	×	△	○	
	福井県	○	○	○	○	○	×	×	△	○	
	山梨県	○	○	○	○	○	△	○	○	△	
	長野県	○	○	○	○	○	×	×	△	×	
	岐阜県	○	○	△	○	○	×	×	△	×	
	静岡県	○	○	△	○	△	×	×	△	△	
	愛知県	○	○	○	○	○	×	×	△	○	
	三重県	○	○	○	○	○	×	×	△	△	
	滋賀県	○	○	○	○	○	△	△	△	×	
	京都府	○	○	○	○	○	△	×	△	×	
	大阪府	○	○	△	○	○	×	×	△	○	
	兵庫県	○	○	○	○	○	×	×	△	×	
	奈良県	○	○	○	○	○	×	×	△	×	
	島根県	○	○	○	○	○	×	×	△	△	
	岡山県	○	○	○	○	○	×	×	△	△	
	広島県	×	○	○	○	○	×	×	△	×	
	山口県	○	○	○	○	○	×	×	△	△	
	徳島県	○	○	○	○	○	△	△	△	△	
	香川県	○	○	○	○	○	×	×	△	×	
	愛媛県	○	○	○	○	○	×	×	△	○	
	高知県	○	○	○	○	○	△	△	△	△	
	福岡県	○	×	×	×	×	○	○	△	×	
	佐賀県	○	○	△	○	△	×	×	△	△	
	長崎県	○	○	○	○	○	×	×	△	○	
	熊本県	○	○	○	○	○	△	×	△	△	
	大分県	○	○	○	○	○	×	×	△	○	
	宮崎県	○	○	○	○	○	×	×	△	○	
	鹿児島県	×	○	○	○	○	×	×	△	○	
	沖縄県	○	○	△	○	△	△	△	△	△	
	政令指定都市	札幌市	○	○	×	○	○	×	×	×	×
		仙台市	○	○	○	○	○	×	×	△	△
		千葉市	○	○	○	○	○	△	×	△	○
横浜市		○	○	○	○	○	○	○	×	×	
川崎市		○	○	○	○	○	×	×	△	×	
名古屋市		○	○	△	○	○	×	×	△	○	
京都市		○	○	○	○	○	×	×	△	×	
大阪市		○	○	○	○	○	×	×	△	○	
神戸市		○	○	△	○	○	×	×	△	○	
広島市		○	○	○	○	○	△	×	△	×	
北九州市	○	○	△	○	○	×	×	△	△		
福岡市	○	○	△	○	○	×	×	△	△		

2006年11月8日

## 環境影響評価審査会の運営実態に関する調査

滋賀県立大学 環境科学部 環境計画学科

環境社会計画専攻 錦澤研究室

この調査は環境影響評価を審査する第三者機関の運営実態を把握することを目的としております。このため事前調査を行い、環境影響評価条例が施行されており、なおかつ条例施行後に条例対象事業の事業案件があった都道府県・政令指定都市を対象に調査を行うことに致しました。

なお、本調査以前に電話やメールなどでお伺いした項目を含む場合がありますが、改めて本調査にご回答下さいますようお願い致します。調査票は、環境影響評価制度を担当されている方がご記入下さい。お忙しいところ恐れ入りますが、遅くとも

**11月24日**

までに投函して下さいますようお願い致します。

都・道・府・県・市

担当部局名：

滋賀県立大学 環境科学部 環境計画学科 環境社会計画専攻 錦澤研究室

担当 藤井 康博 (ふじい やすひろ)、錦澤 滋雄 (にしきざわ しげお)

TEL 080-3064-2519 又は 0749-28-8270

FAX 0587-37-5839

E-mail yfujii@zpost.plala.or.jp

## はじめに

本調査では、環境影響評価法施行後の運営実態を把握することとし、**最近 5 年間（平成 13 年度～）**の事業案件を対象にお答え頂くことに致しました。なお、お答え頂く場合は、**条例対象事業（事業を規模によって区別している場合は第 1 種事業に限る）**について審査する場合の運営実態を踏まえてお答え下さい。また審査が途中段階の場合は、回答できる範囲でお答え下さい。

## 用語の定義

### ①(環境影響評価)審査会

審査にあたる機関の名称は、「審査会」、「審議会」、「委員会」、「技術委員会」、「技術審議会」、「技術審査会」、「技術審査委員会」など自治体ごとに異なりますが、本調査ではこれらを「**審査会**」と呼んでいます。また、環境審議会の中の環境影響評価を担当する部会、環境影響評価専門委員もこの中に含まれます。

### ②(環境影響評価)方法書

方法書に対応する名称には、「調査計画書」、「環境影響予測評価実施計画書」、「実施計画書」、「環境影響評価概要書」などがありますが、本調査ではこれらを「**方法書**」と呼んでいます。

### ③(環境影響評価)準備書

準備書に対応する名称には、「評価書案」、「環境影響予測評価書案」などがありますが、本調査ではこれらを「**準備書**」と呼んでいます。

### ④事後調査

事後調査に対応する名称には、「事後監視調査」、「環境管理」などありますが、本調査ではこれらを「**事後調査**」と呼んでいます。

### ⑤専門委員

専門及び特別事項の調査または調査審議にあたる際に、一時的に設置される委員の名称は、「専門委員」、「特別委員」、「臨時委員」、「専門調査員」、「専門員」などがありますが、本調査ではこれらを「**専門委員**」と呼んでいます。



1-5

準備書の手続き完了から評価書の提出までの期間が、最長・最短それぞれの事業案件の、事業名と期間、理由がある場合はそれをお答え下さい。

最長案件

事業名：( ) 期間：( ) ヶ月

理由：( )

最短案件

事業名：( ) 期間：( ) ヶ月

理由：( )

1-6

準備書段階での審査会開催の回数が、最多・最少それぞれの事業案件の、事業名と回数、理由がある場合はそれをお答え下さい。ただし部会または小委員会の回数も含めてお答え下さい。

最多案件

事業名：( )

回数：( ) 回 うち部会または小委員会 ( ) 回

理由：( )

最少案件

事業名：( )

回数：( ) 回 うち部会または小委員会 ( ) 回

理由：( )

**問2** 審査会への諮問についてお尋ねします。

2-1

評価書について首長意見を述べる際、審査会へ諮問していますか。該当するものを1つお選び下さい。また、理由がある場合はそれをお答え下さい。

1. 条例で諮問することを規定している
2. 条例で必要に応じて諮問することを規定している
3. 条例で規定していないが、実際は諮問している
4. 諮問していない

理由：( )

2-2

事後調査報告書について首長意見を述べる(措置を講じる)際、審査会へ諮問していますか。該当するものを1つお選び下さい。

- 1. 条例で諮問することを規定している →問3へ
- 2. 条例で必要に応じて諮問することを規定している →問2-3へ
- 3. 条例で規定していないが、実際は諮問している →問3へ
- 4. 諮問していない →問3へ

2-3

問2-2で、「2. 条例で必要に応じて…」の回答を選ばれた方にお尋ねします。審査会へ諮問する際は、誰がどのような基準に基づいて決めていますか。該当するものすべてをお選び下さい。

判断を行う者

- 1. 部長又はそれに準ずる者
- 2. 課長又はそれに準ずる者
- 3. その他 ( )

判断基準

- 1. 予測の不確実性が高い場合
- 2. 高度な専門性が必要な場合
- 3. その他 ( )

**問3** 審査のプロセスと決定方法についてお尋ねします。

3-1

どのような場合に、事業者(委託業者含む)に説明を求められますか。該当するものすべてをお選び下さい。

- 1. 方法書の説明
- 2. 準備書の説明
- 3. 評価書の説明
- 4. 事後調査報告書の説明
- 5. その他 ( )

3-2

方法書、準備書それぞれの段階の審査会で質疑が行われる際、事業者(委託業者を含む)は出席していますか。出席頻度に該当するものを、**選択肢**の中から選び、[ ]内にご記入下さい。

方法書段階 [ ]

準備書段階 [ ]

**選択肢**

- a. 毎回出席している
- b. ほとんど出席している
- c. 方法書[準備書]説明を兼ねている時のみ出席している
- d. 出席していない







#### 4-2

議事録の内容は、どのような作成していますか。比較的新しい事業案件(1～3件)の実態を踏まえて、該当するものを1つお選び下さい。

1. 発言者ごとに発言内容をほぼ全文掲載する →問4-3へ
2. 議事ごとに議事要旨を掲載する →問4-4へ
3. その他 ( ) →問4-4へ

#### 4-3

問4-2で、「1. 発言者ごとに…」の回答を選ばれた方にお尋ねします。議事録に発言者の実名を記載していますか。比較的新しい事業案件(1～3件)の実態を踏まえて、該当するものを1つ選び、理由がある場合はそれをお答え下さい。

1. 記載している
  2. 記載していない
  3. 記載しないこともある
- 理由：( )

#### 4-4

ホームページ上で議事録を公表していますか。該当するものを1つお選び下さい。なお1.の回答を選ばれた方は、いつ頃から公表を始めたかお答え下さい。

1. 現在、公表している (平成 年 月頃から)
2. 公表したことがない
3. 公表したことがあるが、現在は公表していない

#### 4-5

ホームページ上で、首長意見とは別に審査会答申(意見)を公表していますか。比較的新しい事業案件(1～3件)の実態を踏まえて、該当するものすべてをお選び下さい。なお3.の回答を選ばれた方は、具体的にどのような媒体を用いているかお答え下さい。

1. 公表している
2. 公表していない
3. ホームページ以外の媒体で公表している ( )

#### 4-6

開催周知はいつ行いますか。比較的新しい事業案件(1～3件)の実態を踏まえて、1から4までの項目について、開催周知の時期に該当するものを、選択肢の中から選び、[ ]内にご記入下さい。

1. 広報誌 [ ]
2. 庁舎内の掲示板 [ ]
3. ホームページ [ ]
4. その他 ( ) [ ]

#### 選択肢

- |          |           |            |           |          |
|----------|-----------|------------|-----------|----------|
| a. 1～4日前 | b. 5～10日前 | c. 11～20日前 | d. 21日以上前 | e. 掲載しない |
|----------|-----------|------------|-----------|----------|

4-7

ホームページ上で、アセス図書（方法書(案)、準備書(案)など)を公表したことがありますか。

1. ある
2. ない

4-8

ホームページ上で、委員名簿を公表していますか。該当するものすべてをお選び下さい。

1. 委員名
2. 所属
3. 専門分野
4. 担当項目
5. 公表していない

**問5** 委員の人数や選定方法についてお尋ねします。

5-1

委員の中で、自都道府県市に在勤あるいは在住の者は、何人いますか。

(        人 /        人中 )

5-2

現在の審査会のメンバーについて、該当するものすべてをお選び下さい。

1. 環境影響評価法や環境影響評価を主たる専門分野とする者を入れている
2. 生態学(動物生態学、植物生態学など)を主たる専門分野とする者を入れている
3. 地球温暖化(温室効果ガスなど)を主たる専門分野とする者を入れている
4. 循環型社会やゼロ・エミッション(廃棄物)を主たる専門分野とする者を入れている
5. 公募委員を入れている
6. 該当なし

5-3

審査会を組織するにあたり、入っていることが望ましいと考えられるメンバーについて、該当するものすべてをお選び下さい。

1. 環境影響評価法や環境影響評価を主たる専門分野とする者
2. 生態学(動物生態学、植物生態学など)を主たる専門分野とする者
3. 地球温暖化(温室効果ガスなど)を主たる専門分野とする者
4. 循環型社会やゼロ・エミッション(廃棄物)を主たる専門分野とする者
5. 公募委員
6. 該当なし

問5-2で、「5. 公募委員…」を選ばれた方

→問5-5へ

選ばれなかった方

→問5-4へ

#### 5-4

公募委員の採用に関して、該当するものを1つお選び下さい。

1. 過去に採用したことがある →問 5-5 へ
2. 次期審査会から採用する予定 →問 5-5 へ
3. 募集している →問 5-5 へ
4. 採用を検討中 →問 5-6 へ
5. 採用を検討したことがある(上記 1~3 のケースを除く) →問 5-6 へ
6. 採用を検討したことはない →問 5-6 へ

#### 5-5

公募委員を採用する理由として、該当するものすべてをお選び下さい。

1. 専門家とは違った見方・意見があることに期待
2. 一般人にもわかりやすいアセス図書を作るため、その代表としての意見に期待
3. 環境アセスメントへの積極的な住民参加を促すことに期待
4. その他 ( )

#### 5-6

委員が任期満了前に辞任した例がありますか。ある場合はその理由をお答え下さい。

1. ある      2. ない
- 理由：( )

**問 6** 部会（環境審議会の中の部会は除く）又は小委員会の設置についてお尋ねします。

#### 6-1

部会又は小委員会を設置していますか。該当するものを1つお選び下さい。

1. 設置している →問 6-2 へ
2. 設置することもある →問 6-2 へ
3. 設置しない →問 7 へ

#### 6-2

部会又は小委員会の設置について、該当するものすべてをお選び下さい。

1. 審査会をあらかじめ複数の部会又は小委員会に分けている →問 6-3 へ
2. 部会又は小委員会に属する委員は、事業案件ごとに異なる →問 7 へ
3. 設置する部会又は小委員会の数は、事業案件ごとに異なる →問 7 へ
4. その他 ( ) →問 7 へ

6-3

問 6-2 で、「1. 審査会をあらかじめ…」の回答を選ばれた方にお尋ねします。部会又は小委員会  
はどのような基準でグループ分けをされていますか。該当するものを1つお選び下さい。

1. 委員の専門分野が同じ構成になるように分けている
2. 専門分野によって分けている
3. その他 ( )

**問 7** 審査会の運営についての担当部局の方のご意見

審査会を運営するにあたり、特に留意していることや、問題点はありますか。また、よりよい審査を行うために、審査会に対する要望はありますか。ある場合はご記入下さい。

〈留意点〉

〈問題点〉

〈要望〉

## 最後に

本調査について何かお考えがありましたら、是非お聞かせ下さい。また、回答して頂いた内容について確認を取らせて頂くことがあるかと思っておりますので、今回、回答して頂いた方のお名前、ご所属、電話番号、FAX 番号、E - mail について教えて頂けると幸いです。

〈ご意見など〉

お名前 : \_\_\_\_\_

ご所属 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

F A X 番号 : \_\_\_\_\_

E - mail : \_\_\_\_\_

以上で調査は終わりです。お忙しいところご協力頂き、誠にありがとうございました。

調査結果につきましては、後日報告させていただきます。

問2 審査会への諮問(評価書・事後調査報告書)

	評価書			事後調査			判断主			判断基準			
	義務規定	裁量規定	規定なし	義務規定	裁量規定	規定なし	実態	部長	課長	その他	予測	専門	その他
都道府県	北海道			○			○						
	青森県			○		○			○				○
	岩手県			○		○				○	○		
	宮城県			○		○			○	○			○
	山形県			○		○				○			○
	福島県		○				○						
	茨城県			○		○			○			○	○
	栃木県			○		○							
	群馬県			○		○			○	○		○	
	埼玉県			○		○			○				○
	千葉県			○		○							
	東京都			○	○			○					
	神奈川県			○		○							
	新潟県			○		○							
	富山県	○			○								
	石川県			○	○								
	福井県			○	○								
	山梨県	○				○					○		○
	長野県			○		○							
	岐阜県			○		○							
	静岡県			○		○		○		○			○
	愛知県			○	○								
	三重県			○		○				○			○
	滋賀県		○			○							
	京都府			○		○							
	大阪府			○	○								
	兵庫県			○		○							
	奈良県			○		○							
	鳥根県			○		○					○		○
	岡山県			○		○				○		○	○
	広島県			○		○							
	山口県			○		○				○			○
	徳島県		○			○			○				○
	香川県			○		○	○						
	愛媛県			○	○			○					
	高知県		○			○					○		○
	福岡県	○				○							
	佐賀県			○		○				○			○
	長崎県			○	○								
	熊本県			○		○				○		○	○
	大分県			○	○								
	宮崎県			○	○								
	鹿児島県			○	○								
	政令指定都市	沖縄県		○		○		○			○		○
		札幌市			○		○						
仙台市				○		○				○		○	
千葉市				○	○								
横浜市		○				○							
川崎市				○		○							
名古屋市				○	○								
京都市				○		○				○		○	
大阪市				○	○								
神戸市				○	○		○						
広島市			○		○								
北九州市			○		○				○		○		
福岡市			○		○				○				

問3 審査のプロセスと決定方法

	出席頻度		現地視察				設置経験と判断主				設置段階		質疑応答参加者				議決の方式			図書修正	事業凍結	否定的答申	答申拒否				
	方法書	準備書	方法書	準備書	工事施工	工事完了	担当部局	審査委員	その他	なし	予め	方法書	準備書	関係課	学識者	その他	なし	多数決	並列					その他			
北海道	/	a	/	a	/	/				○							○				○	x	x	x	x		
青森県	d	d	a	c	e	e	○				○		○					○				○	x	x	x	x	
岩手県	a	a	a	e	e	e	○					○	○					○					x	x	x	x	
宮城県	a	a	a	c	d	d											○						x	x	x	x	
山形県	a	a	a	b	e	e					○						○		○				x	x	x	x	
福島県	d	d	a	e	e	e					○						○						x	x	x	x	
茨城県	c	c	a	a	e	e					○						○						x	x	x	x	
栃木県	c	/	a	/	/	/					○						○						x	x	x	x	
群馬県	a	a	a	e	e	e											○						x	x	x	x	
埼玉県	a	a	a	a	a	a					○						○		○				x	x	x	x	
千葉県	b	b	a	d	e	e	○	○			○						○				○		x	x	x	x	
東京都	d	d	e	a	e	e	○				○						○		○				x	x	x	x	
神奈川県	c	c	a	a	e	e		○			○						○			○			x	x	x	x	
新潟県	a	a	a	a	e	e					○						○						x	x	x	x	
富山県	c	/	a	/	/	/					○						○		○				x	x	x	x	
石川県	a	/	a	/	/	/	○				○						○						x	x	x	x	
福井県	d	d	e	a	e	e	○				○						○		○				x	x	x	x	
山梨県	a	a	a	a	a	a					○						○						x	x	x	x	
長野県	a	a	a	a	/	/					○						○			○			x	x	x	x	
岐阜県	a	a	d	a	e	e	○				○		○							○			x	x	x	x	
静岡県	b	b	a	e	e	/					○						○			○			x	x	x	x	
愛知県	b	b	b	b	d	d					○	○					○	○					x	x	x	x	
三重県	b	b	a	a	e	e					○						○						x	x	x	x	
滋賀県	b	b	a	e	e	e	○	○			○	○					○						x	x	x	x	
京都府	b	b	a	e	e	e		○			○						○		○				x	x	○	x	
大阪府	c	c	a	a	e	e					○						○			○			x	x	x	x	
兵庫県	c	c	a	a	e	e					○						○			○			x	x	x	x	
奈良県	a	a	c	c	e	e	○				○						○		○				x	x	x	x	
島根県	c	c	a	a	e	e					○						○	○					x	x	x	x	
岡山県	a	a	e	d	e	e					○						○		○				○	x	x	x	x
広島県	d	d	a	e	e	e					○						○	○					x	x	x	x	
山口県	d	d	a	e	e	e					○						○	○					x	x	x	x	
徳島県	b	b	a	d	d	d					○						○	○					x	x	x	x	
香川県	b	b	a	e	e	e					○						○	○					x	x	x	x	
愛媛県	a	a	d	d	d	d					○						○	○					x	x	x	x	
高知県	a	a	d	e	e	e					○						○	○					x	x	x	x	
福岡県	/	/	/	/	e	e					○						○	○					x	x	x	x	
佐賀県	b	b	a	e	e	e					○						○	○					x	x	x	x	
長崎県	a	a	b	b	e	e					○						○		○				x	x	x	x	
熊本県	a	a	a	b	e	e					○						○			○			x	x	x	x	
大分県	c	c	a	a	d	b	○	○			○						○						x	x	x	x	
宮崎県	a	a	c	a	e	e					○						○		○				x	x	x	x	
鹿児島県	d	d	a	a	e	e					○						○	○					x	x	x	x	
沖縄県	c	c	a	a	d	d					○						○			○			○	○	○	○	
札幌市	/	a	/	a	e	e					○						○			○			x	x	x	x	
仙台市	a	a	d	d	d	d	○				○						○						x	x	x	x	
千葉市	a	a	a	e	e	e					○						○		○				x	x	x	x	
横浜市	b	b	a	d	e	e	○	○			○						○						x	x	x	x	
川崎市	a	a	a	b	e	e					○						○			○			x	x	x	x	
名古屋市	c	c	a	d	e	e	○	○			○						○						x	x	x	x	
京都市	b	b	c	c	c	d					○						○	○					x	x	x	x	
大阪市	c	c	a	d	e	d					○						○	○					x	x	x	x	
神戸市	b	b	a	a	c	d					○						○	○					x	x	x	x	
広島市	c	c	a	d	e	e					○						○		○				x	x	x	x	
北九州市	a	a	b	b	d	d					○						○			○			x	x	x	x	
福岡市	a	a	a	e	e	e					○						○		○				x	x	x	x	

注) 出席頻度:「a. 毎回出席している」、「b. ほとんど出席している」、「c. 方法書[準備書]説明を兼ねている時のみ出席している」、「d. 出席していない」

現地視察:「a. 毎回行う」、「b. 行うことが多い」、「c. 実施の有無は半々」、「d. 行わないことが多い」、「e. 全く行わない」

斜線部は、規定内容や進捗状況により、実態がないので無回答。



問4 公開(公表)

	資料内容			議事録		実名		議事録(HP)			答申(HP)		開催周知				図書		委員名簿(HP)					
	資料	図書	心得	全文	要旨	記載	無記載	公表	なし	その他	開始年	公表	非公表	広報誌	掲示板	HP	その他	あり	なし	委員名	所属	専門	担当	非公表
北海道	○			○		○			○			○		a	e	a	a		○					○
青森県	○			○		○			○			○		e	e	e	a		○	○				
岩手県	○	○	○		○			○		99	/	/	/	e	e	b	e		○					○
宮城県	○	○	○	○		○			○				○	e	b	b	e		○					○
山形県	○		○	○		○			○				○	e	e	c	e		○	○	○			
福島県	○		○	○			○	○		04		○		e	c	c	b		○	○	○			
茨城県	○	○	○	○		○		○		04			○	e	e	e	a	○	○	○				
栃木県	○		○	○		○			○				○	e	b	b	e		○					○
群馬県	○	○		○		○			○				○	e	e	e	e		○					○
埼玉県	○	○	○	○		○				01	○			c	e	b	e	○		○	○	○		
千葉県	○	○	○	○		○	○			04		○		e	e	c	e		○					○
東京都	○	○	○	○		○	○			02			○	e	e	b	e	○	○	○				
神奈川県	○	○	○	○		○				97	○			e	e	b	e		○	○	○	○		
新潟県	○			○		○			○				○	e	c	c	e		○	○	○			
富山県	○				○				○				○	e	e	a	a		○	○	○			
石川県	○		○	○		○			○				○	e	e	e	a		○	○	○			
福井県	○				○				○				○	e	e	e	a		○	○	○			
山梨県	○	○	○	○		○			○	04		○		e	e	c	e	○	○	○	○	○		
長野県	○		○	○		○			○	03		○		e	e	b	b	○	○	○				
岐阜県	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		○					○
静岡県	○	○			○								○	e	e	e	c		○	○	○			
愛知県	○	○	○	○		○			○	02	○			e	e	b	b		○	○	○			
三重県	○	○	○		○				○	03		○		e	e	b	b	○	○	○				
滋賀県	○	○			○				○	99				e	e	b	b		○	○	○			
京都府	○		○	○					○	02	○			e	e	b	e	○						○
大阪府			○	○					○	05	○			e	e	b	b	○	○	○	○			
兵庫県			○	○			○		○	00	○			e	e	b	b		○	○	○			
奈良県	○	○	○		○								○	e	e	b	b		○					○
島根県	/	/	/	/	○				○				○	/	/	/	/		○	○	○	○	○	
岡山県	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		○	○	○	○		
広島県	○				○				○	01		○		e	e	b	e		○	○	○			
山口県	○	○	○		○			○					○	e	e	b	e		○	○	○			
徳島県	○		○	○		○			○	04		○							○	○	○			
香川県	○	○	○	○		○			○	02		○		e	e	b	b		○	○	○			
愛媛県	○				○				○				○	e	e	b	e	○	○	○				
高知県	○	○	○	○		○			○					e	c	e	c		○	○	○			
福岡県	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		○					○
佐賀県	○	○	○		○				○					e	e	b	e		○	○	○			
長崎県	○	○	○	○		○			○				○	e	e	b	e		○	○	○			
熊本県	○		○	○		○	○			05	○			e	e	b	b		○	○	○			
大分県	○	○	○	○		○				06		○		e	e	b	e		○	○	○		○	
宮崎県	○	○	○		○					05		○		e	e	c	c		○	○	○			
鹿児島県	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		○					○
沖縄県	○		○	○		○			○	01	○			e	e	b	e		○	○	○			○
札幌市	○			○		○			○	03	○			e	e	b	e		○	○	○	○		
仙台市	○	○	○	○					○				○	e	e	b	e		○					○
千葉市	○	○	○	○		○								e	e	d	e		○					
横浜市	○	○	○	○		○	○			02		○		e	b	b	e	○		○	○	○		
川崎市	○	○	○	○		○	○			00		○		e	e	b	e		○	○	○	○		
名古屋市	○	○	○	○		○	○			99	○			e	e	d	e	○		○	○	○		
京都市	○	○		○		○	○			03		○		e	e	b	b	○		○	○	○		
大阪市	○	○	○	○		○			○					e	b	b	e		○		○	○		
神戸市	○	○	○	○		○	○			04		○		e	b	b	e		○	○	○			
広島市	○	○		○		○			○	01		○		e	e	c	c	○		○	○			
北九州市	○		○	○		○			○	02		○		e	e	c	e	○		○	○			
福岡市	○	○		○		○			○	01		○		e	e	c	b		○	○	○	○		

注)岐阜県、岡山県、島根県、福岡県、鹿児島県は、会議非公開。奈良県は公開することもある。

岩手県、岐阜県、高知県、福岡県、佐賀県、鹿児島県は、審査会答申という形を取っていない。

開始年の欄は、西暦の下2桁を示す。(例:97=1997、04=2004)

問5 審査体制

	委員数			メンバー(実態)					メンバー(理想)					公募委員の採用				採用理由			辞任		
	在勤 在住	全体	割合	アセス	生態学	温暖化	循環型	公募	アセス	生態学	温暖化	循環型	公募	過去採用	次期採用	過去検討	検討なし	意見	図書	住民参加	あり	なし	
都道府県	北海道	15	15	100%		○		○		○	○	○	○				○					○	
	青森県	20	20	100%		○				○							○						○
	岩手県	12	15	80%		○	○	○			○	○	○				○						○
	宮城県	11	13	85%		○	○	○			○	○	○				○						○
	山形県	9	11	82%		○	○	○			○	○	○				○						○
	福島県	7	10	70%	○	○	○	○			○	○	○	○			○						○
	茨城県	11	14	79%	○	○	○	○			○	○	○	○			○						○
	栃木県	9	13	69%		○					○	○	○	○			○						○
	群馬県	15	15	100%		○					○						○						○
	埼玉県	6	19	32%	○	○					○	○	○	○	○						○		○
	千葉県	9	18	50%	○	○	○	○			○	○	○	○			○						○
	東京都	16	21	76%	○	○	○	○			○	○	○	○			○						○
	神奈川県	14	20	70%	○	○	○	○			○	○	○	○			○						○
	新潟県	14	15	93%		○					○	○	○	○			○						○
	富山県	13	13	100%		○	○	○			○	○	○	○			○						○
	石川県	13	13	100%		○					○		○				○						○
	福井県	17	17	100%		○	○				○	○					○						○
	山梨県	5	15	33%	○	○					○	○	○	○			○						○
	長野県	10	14	71%		○	○	○			○	○	○				○						○
	岐阜県	22	25	88%		○					○	○	○	○			○						○
	静岡県	12	15	80%		○	○	○			○	○	○	○			○						○
	愛知県	22	28	79%		○					○						○						○
	三重県	14	20	70%	○	○	○	○			○		○				○						○
	滋賀県	13	20	65%		○	○	○			○	○	○	○			○						○
	京都府	13	15	87%		○	○	○			○	○	○	○			○						○
	大阪府	10	19	53%	○	○	○	○			○	○	○	○			○						○
	兵庫県	17	23	74%	○	○		○			○		○				○						○
	奈良県	7	12	58%	○	○		○			○	○	○	○			○						○
	島根県	12	12	100%		○					○						○						○
	岡山県	10	10	100%		○					○	○					○						○
	広島県	16	16	100%		○					○						○						○
	山口県	8	9	89%		○					○	○	○				○						○
	徳島県	15	20	75%		○	○	○			○	○	○				○						○
	香川県	13	14	93%	○	○	○	○			○	○	○	○			○						○
	愛媛県	10	10	100%		○					○						○						○
	高知県	15	15	100%	○	○					○						○						○
	福岡県	15	15	100%	○	○		○			○	○	○	○			○						○
佐賀県	13	15	87%	○	○					○	○					○						○	
長崎県	8	9	89%	○	○	○				○	○	○				○						○	
熊本県	13	13	100%		○	○	○			○	○	○	○			○						○	
大分県	12	12	100%		○		○			○	○		○			○						○	
宮崎県	10	10	100%	○	○		○			○	○	○	○			○						○	
鹿児島県	11	11	100%		○					○	○					○						○	
沖縄県	12	12	100%		○	○	○			○	○	○	○			○						○	
政令指定都市	札幌市	15	15	100%		○		○		○		○				○						○	
	仙台市	13	15	87%		○	○	○			○	○	○			○						○	
	千葉市	15	16	94%		○		○			○	○	○			○						○	
	横浜市	12	15	80%	○	○	○				○	○	○			○							○
	川崎市	15	20	75%	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	名古屋市	17	20	85%		○					○	○	○	○			○						○
	京都市	14	16	88%		○	○	○			○	○	○	○			○						○
	大阪市	10	16	63%		○	○	○			○	○	○	○			○						○
	神戸市	9	19	47%	○	○	○	○			○	○	○	○			○						○
	広島市	15	16	94%	○			○			○	○	○	○			○						○
北九州市	14	18	78%	○	○	○	○			○	○	○	○			○						○	
福岡市	14	14	100%	○	○	○	○			○	○	○	○			○						○	

問6 部会の設置

	設置状況				運営方法			グループ			
	設置している	設置するともある	設置しない	設置したことがない	予め複数に分けている	委員数が異なる	部会数が異なる	その他	同じ構成	専門分野	
都道府県	北海道		○			○	○				
	青森県	○				○					
	岩手県			○							
	宮城県	○				○					
	山形県		○			○					
	福島県			○							
	茨城県		○			○	○				
	栃木県			○							
	群馬県			○							
	埼玉県	○					○				
	千葉県		○				○	○			
	東京都	○				○				○	
	神奈川県		○				○	○			
	新潟県			○							
	富山県			○							
	石川県			○							
	福井県		○				○				
	山梨県			○							
	長野県		○				○	○			
	岐阜県	○				○				○	
	静岡県			○							
	愛知県		○				○	○			
	三重県		○				○	○			
	滋賀県		○				○	○			
	京都府	○							○		
	大阪府			○							
	兵庫県	○						○			
	奈良県			○							
	島根県			○							
	岡山県			○							
	広島県	○				○				○	
	山口県			○							
	徳島県			○							
	香川県			○							
	愛媛県			○							
	高知県			○							
	福岡県			○							
	佐賀県			○							
	長崎県			○							
	熊本県			○							
	大分県			○							
	宮崎県			○							
	鹿児島県			○							
	沖縄県		○				○				
	政令指定都市	札幌市	○				○				
		仙台市			○						
		千葉市			○						
横浜市		○				○					
川崎市			○			○					
名古屋市		○				○	○				
京都市			○			○	○				
大阪市		○				○				○	
神戸市			○			○	○				
広島市				○							
北九州市				○							
福岡市			○								